

1. 議事日程（第9日目）

日程第 1 一般質問

1. 島田 光久君
 - (1) 上天草市職員の意識向上の課題はどこにあるのか
 - (2) 指名競争入札の実態について
 - (3) 樋島漁協損失補償について
 2. 田中 万里君
 - (1) 上天草市の課題について
 - (2) 里親制度について
 - (3) 一般会計補正予算について
 3. 田中 辰夫君
 - (1) 光ファイバーの設置について
 - (2) 防災について
 4. 何川 雅彦君
 - (1) 熊本天草観光列車への取り組みについて
 - (2) 行政情報の可視化について
 - (3) 上天草市教育振興基本計画について
 - (4) 上天草市の財政状況について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長	堀江 隆臣				
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦	3 番	田中 辰夫
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司	9 番	田中 豊八
10 番	島田 光久	11 番	川口 望	12 番	田中 万里
13 番	北垣 潮	14 番	園田 一博	15 番	窪田 進市
16 番	津留 和子	17 番	桑原 千知	18 番	渡辺 勝也
19 番	田中 勝毅	20 番	猪塚 安親	21 番	新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	杉田 省吾	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	松本 和任	健康福祉部長	橋本 秀雄
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	楠本 金生	総務課長	村上 理一
財政課長	竹下 学	監理課長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長補佐	山下 正
参事	小松野洋己		

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。これより会議を開きます。

本日は、監理課長の出席を許可しております。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

本日も一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長(堀江 隆臣君) 日程第1、一般質問。

一般質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番(島田 光久君) おはようございます。10番、島田光久です。会派絆。今から、一般質問をまいります。

まず、最初に、上天草市職員の意識向上の課題はどこにあるのかについて、質問してまいりたいと思います。

上天草市が合併して早8年目に入りました。合併当初は、市役所の中でも4町間の垣根があっ

て、それぞれ地域別に職員の行動が見られていましたが、今見ると、その垣根は外れてほとんどなくなった感じがします。合併した当初は、職員の皆さんは、町制から市制に変わって、一部には不安も持っていらっしやいました。ところがそのころ、町から市へ変わったことで、職員の皆さんは、これから新しい上天草市をつくっていくんだという強い信念のもと、職場内も活力があり、職員間でも切磋琢磨するような強い雰囲気がありました。そして、職員も元気を持っていました。それから、この間、先輩職員の100名ぐらいが退職されています。退職された職員の皆さんは、上天草市をしっかりと引っ張ってこられました。

最近、私が思うに、職場内を見ていると、いまいち活力が下がってきたような感じがします。職員の中には、資質、能力のある若い職員がたくさんいらっしやいます。毎日自分の与えられた仕事を一生懸命頑張っていることは認識していますが、何かいまいち元気がない、意識が少しずつ下がってきている感じがします。

そこで、市長にお尋ねしますけれども、市長は大矢野町職員から市職員、そして今、市長に就任されています。役所内の事情、職員の気持ちも十分理解されていると思います。そこで、400名ぐらい職員がいますので、全部を把握するのは難しいと思いますけれども、職員の資質、能力が現時点でどのくらい発揮されていると認識されているのか。

それと、市長は人事権を持っていらっしやいます。人事異動の取り扱いで、昇進とか異動とかがありますが、どのようなところに重点基準を置いて人事をされているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、職員の意識、あるいはどういう感覚で仕事をしているかという点、市長としてどうとらえているかということではありますが、時代の変遷という大きなうねりがありまして、当市は、もともと町役場だったんですけれども、市役所になりました。その分、仕事の内容が高度化されてきております。そして、地方分権時代に対応すべく、これまで手をつけていなかった分野の業務も行うようになってきております。また、住民ニーズも多様化、個別化しておりまして、それに応じるために、これまで以上の業務、あるいはスピード感を持ってやらなければいけない時代に入っております。また、昔のように平和な職場環境ではなくて、現在では出張旅費もほとんどありませんし、ボーナスの減額、給与カット等も一時期なされておりました。そういう大変厳しい時代を経て、今に至っているわけでございます。

そういった中で、職員も減る、仕事の内容はふえるということで、それぞれの職員においては大変苦しい思いをされていることと思います。よく耐えて頑張ってくれているなど感じております。

一方で、これからの時代を見据えるべく、私どもも人事政策を行ってまいりますけれども、職場内における業務の高度化は今後ともますます要求され得るでしょうし、自治体間の競争はますます激しくなっていくと想定しております。そういった中で、今以上の部分が求められるという想定の中で、人事政策を行っていかねばならないと思っております。

また、異動についてでございますけれども、これについては適材適所が基本であります。その人の実績、あるいは能力、また資質に見合うべき仕事というのがそれぞれあるかと思っておりますので、よく見定めてやっていかなければならないと思っております。また、年に一回でありますけれども、異動希望という制度もありますので、その希望にも沿える部分は沿うということで考えております。私も、異動希望について、具体的な内容よりも、どこを希望しているということについては把握しておりますけれども、その人の家庭環境も含めたところで異動希望に沿うことはやっていくつもりでございます。ただ、大局的な考えからいきますと、今がちょうど大きな変遷の時期でありまして、そういった点で考えますと、役所の内部においても、これからそういう時代の変わり目を感じつつあるところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 市長の思いは大体わかりました。

市長が御存じかどうかかわからないんですが、確かに職員は職場内で一生懸命仕事をしてはいますが、昇格とか異動とか、普通にやっていたらなかなかできないと。一番いいのは、市長に近い権力者とか、議員の力のある人をお願いしたほうが昇進、異動できるという風潮が一部にあります。私は、こういうことはないと思うんですけれども、それがもし少しでもあるなら、職員の意識、やる気は低下してしまいます。

そして、もう一つは、管理職の資質と意識の大切さです。今まで、管理職の方がたくさん退職されていきました。立派な人もいらっしゃいます。あるいは、ちょっとおかしいかなと感じる方もいらっしゃいました。だから、管理職は不信感を抱かれるような行動とかは絶対慎むべきだと私は思いますので、ぜひ気をつけてもらいたいと思います。

そこで、市長は、職員の意識を高めるために、これからこういう形で職場の意識を高めながらやっていきたいという思いはありますか。意識を高めるための施策です。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） それは一番大事な部分でありますので、職員個々が十分に能力を発揮できるような、あるいは市の職員として根本的な部分でありますけれども、市民の生活、あるいは将来に対して貢献するという強い使命感を持てるような意識づくりについては常に考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） これから、地方分権ということで、相当県や国から仕事が入ってきます。だから、職員の皆さんの能力ももちろん求められてきます。

そこで、総務企画部長にお尋ねしたいんですけれども、今、人事関係で何か評価とかそういうのを進められていると思うんですけれども、その辺はどうなっていますか。人事評価制度です。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 人事評価制度は、2年ほど前から試行的に始めているところでございます。人事評価は、その人の能力が一番見えるといたしますか、自分のした仕事を自分

で評価して、上司が評価するという制度が今まで上天草市にはない制度だったんですけども、できまして、本人の意識の向上とか、上司との面談とか、そういうところで大変メリットのある人事評価制度ではなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） その制度は今年から取り組まれるのですか。それと、さっきと一緒に、上司に良い点数をもらうためには、部下はごまをすったりとかという行動も出てくると思うんですよ。人事評価ですから、上が下を評価するわけでしょう。だから、それはそれでいいと私は思います。でも、今度は逆に、部下が上司を評価する制度もぜひ取り入れるべきではないかと思えます。これも、よその市町村でやっているところが何カ所かあります。私はそういう評価もあっていいと思うんです。

市長にお尋ねしたいんですけども、部下が上司を評価する制度についてどう思われますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） これは、私も検討したことがございます。評価に対する偏りが無いように私どもが考えて実行している内容ですが、第三者機関の調停の場所がございますので、もし人事評価の結果について自分自身納得できないということでありましたら、そこに持ち込んで、再度評価を調停してもらうという制度はつくっておりますので、偏りをなくす作業はできるかと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） でも、職員が今の環境の中で、不平不満を調停に出すということは余り考えられないと思うんです。もういいやとあきらめてしまう感じになる可能性も十分あります。そこで、また少し意識も低下してしまうと思います。だから、ぜひ、職員が職場内で切磋琢磨して頑張ったら、評価をいただける感じの上天草市の行政の形をつくってもらいたいと思います。

では、次に入ります。指名競争入札の実態についてお尋ねしたいと思います。

指名、選定は公平になされているのかについてお尋ねしたいと思います。今、上天草市において指名はどのような基準でなされているのか。前指名委員長の永森部長のときには、原課が上げてきて、監理課で指名をするという形に内部規定が変えられたと思うんです。私は、現に監理課で全部責任を持って指名するということは不可能に近いと思うんですよ。原課の意見を十分聞いて、そして初めて正しい指名ができると思うんです。

監理課長に聞くんですけども、今、現状で、どういう形で指名委員会にかけられる前の指名がつけられているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 監理課長。

○監理課長（坂田 結二君） おはようございます。5月の人事異動で監理課長となりました坂田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議会の出席は初めてでございますので、答弁が

不足する部分があると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの島田議員の御質問について、お答え申し上げます。

指名建設業者の選定については、上天草市建設工事等指名委員会規程の中に、経営状況、工事成績、地理的条件、工事量の状況、技術的適正などを勘案して、指名が特定の者に偏らないようにするものとする、としてあります。以上の規定を遵守しながら、公平な指名選定を行っております。

また、指名推薦書の作成の際には、関係部署から必要に応じ意見を求めて指名推薦書を作成し、指名委員会に提出しております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、原課にお尋ねしますが、経済振興部はどうなっていますか。例えば、設計して監理課に上げられるときに、相談があるとかないとか、こういう業者をお願いしたいというのがありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今回の件でございますけれども、私たち経済振興部の中では、設計を初めいろいろな協議をした中で、その件につきましてはこういう業者をお願いしたいということではなくて、私たちの工事が速やかにできるような業者をお願いしますということで監理課をお願いをしている状況です。

○10番（島田 光久君） では、教育部長はどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 教育委員会の工事関係については、他課の業務としてすべて建設課をお願いしておりますので、うちのほうでは入札業務に対してはかかわっていないといえますか、発注関係についてはすべて建設課をお願いしております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、水道局はどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（楠本 金生君） 水道局といたしましても、独自で指名を作成して監理課長に提出していることはありません。参考資料として、技術とか実績等の打ち合わせをしております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、建設部長にお尋ねするんですけども、建設部長が長くかかわっていらっしゃるから、原課としていろいろアドバイスとか意見をしないと、恐らく監理課は指名を組めないと思うんです。そういう引き合いも相当来ていると思うんですけども、それでよろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） おはようございます。

選定の理由でございますけれども、今は選定要項に基づき監理課のほうで選定し、事業内容、地域性等は協議があったときのみ協議をするようになっております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、この中に何百社とあるんですが、この中から監理課長が責任を持って選定をされていると。一部は原課に、この工事はどういう業者がいいですかと尋ねることはもちろんあると思うんですよね。

では、次にお尋ねしたいと思います。私が、4月から現在までの指名について、落札も含めてABCのランクづけを入れてみました。監理課長は、偏ることのない指名をしているとおっしゃっていますけれども、市の事業にAを入れたりとか、偏る事業は結構あります。私は、偏った指名をされていると見るんですけれども、これはどう答えますか。

○議長（堀江 隆臣君） 監理課長。

○監理課長（坂田 結二君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、上天草市建設工事等指名委員会規程の中に、工事の請負対象金額に応じ、これに対応する等級に属する建設業者のうちから選定するとしてあり、工事種類規模別等級表に基づき指名業者の選考を行っております。

それと、等級に属さない業者の参入ということになりますが、同規定の中に、特に必要があるときは、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者から選定する、また、指名することができる建設業者の数は、指名しようとする建設業者の数の5割を超えることはできないとしてあり、等級の違う直近上位、または下位から業者の選考も行うことができることとなります。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） だから、ルールにのっとっていない指名が幾つもあるんだけど、それはどうなっているんですかと聞いているんです。それはわかっているんですよ。だから、公平という形が崩れているんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 指名委員会の委員長代理でございますが、今の島田議員の発言は、ABCあって、Cの工事にAの業者が入っておるということですか。

○10番（島田 光久君） そうそう。

○総務企画部長（杉田 省吾君） それはまずあり得ないと思うんですけれども、土木とか建築とか水道とか電気という業種がありまして、職種ごとにABCとあります。ですから、そこは指名委員会の中で厳重にチェックしておりますので、例えば土木だったら、Cのランクの土木の工事にAの工事が入るということは余りあり得ないと。災害とか、そういう緊急の場合については、特別にCの工事でもAの業者が入ることは以前にもあっております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番(島田 光久君) ということは、指名委員会でチェックなされていない事業が結構あるんじゃないですか。私が見たところでは結構あるんですよ。

○議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。

○総務企画部長(杉田 省吾君) では、例として、その工事名を――。

○議長(堀江 隆臣君) 島田君。

○10番(島田 光久君) いいですいいです、それはいいです。もう結構です。大体わかりました。

あとは、今までは指名業者は5社か6社で指名されていたんです。議会の要望もあって、最近では7社とか8社とかになって、そこは十分改善されてきたと私は思います。地域性も、今のところ、まだ少し残していらっしゃる。地域性を残すために、無理して指名業者を入れるような工事でも結構見受けられます。ある程度地域性を残すことも必要ですけども、工事次第ではほとんどまざってきていると思います。今後の方針として、この地域性はどのようにされていかれるんですか。今の現状で行かれるつもりですか。

○議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。

○総務企画部長(杉田 省吾君) 地域性というと、大きくとらえることもあるし、小さくとらえることもあります。工事によって、小さい工事で対象ランクの業者の方が地域にたくさんおられれば、小さい地域からでも指名ができますし、大規模工事であったら、そのランクごとにABCありますので、市内全域からということもあり得ると思っております。

○議長(堀江 隆臣君) 島田君。

○10番(島田 光久君) それと、指名業者がABCといらっしゃいますけれども、例えば選定の数に相当ばらつきがあります。ある業者は数多く入れられて、ある業者は1回もなかったり。これも、前から言っているんですけども、平等にされていないと。これはだれが見てもわかることです。

今回、JV共同体という形で指名が、来週の9月12日の月曜日に私が数字をたたいてみたら、22億円ばかりの工事総額であります。上天草市が合併して、こんなに一度に工事指名されたことは私の記憶にないです。それぐらい大きな工事が12日に入札予定になっています。

今回、その中を見ても、JVという形で業者が指名されております。市外の業者の指名も相当入っています。JVを組むときに、土木あたりは市内の業者で組めないのかと思うんですよ。地域の企業を育てるためには、工夫して、できるだけ地元業者を活用するというのが基本だと思います。議会でも、それを毎回だれかが言っています。その辺を今回はどのように検討されていますか。

○議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。

○総務企画部長(杉田 省吾君) 今回、JV、特定建設共同企業体運用基準というのがあります。その第2条に設計金額が1億円以上の工事、または特殊な工事等を要する工事ということで規定してありますので、1億円以上については、今回、JVを組んでいるところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、市内の土木業者では能力的にできないという解釈でよろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） できるできないは、業者の実績であったり、能力であったりありますけれども、今回はそういうことで、市外業者も入れてJ Vを組んだということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それと、市内の業者で、例えば、もう何千万円以上だったらABC3業者ぐらいで企業体をつくって工事をお願いするとか、そういう考えはないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） この運用基準の中で、おおむね5億円以上については3社、5億円未満については2社という要項がありますので、それを準用しております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 準用はわかります。でも、今、建設業者は仕事が少ないです。だから、それぞれが少しでも仕事をもらえるように、育てる意味も含めて、何千万以上で3社ぐらいで一つの企業をつくって仕事をさせるとか、私はそういう工夫もすべきではないかと思えます。地場産業の育成も含めてです。

それと、J Vを組まれるときに、比率が3以上という規定になっていると思います。恐らく、Aのほうが事業主体になった場合、市外だったらほとんど市外に税も流れていくし、雇用も市外の雇用になると思うんです。だから、せめて3以上、4以上、4対6ぐらいに持っていけるような工夫はできないのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 共同企業体の出資割合ということで、うちの場合も3社以上は2割、2社以上は3割以上というところで決まっておりますし、参加申し込みの場合も30%以上を遵守されて、7対3とか、6対4とかという比率もあります。過去に、受付をした出資比率の割合で見ますと、7対3で申請があった分が22件、6.5対3.5が10社、6対4というのが19社ということでありまして。そういうことで、30%以上ですけれども、40%というのも相当あるというところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） だから、どうしても主導権は特定のAのほうにあると思うんです。だから、市の工事を発注する、J Vを組まれる場合には、この工事はできるだけ40%以上でお願いしますという形で指名するようなことはできないんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 特定建設企業体の編成について、発注者側の自治体が要求す

るものではないと思っております。国交省でも、先ほど言いました30%以上とか40%以上ということで要項もなっております。ほかの自治体においても、それが一般的に採用されていると思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それと、今度、12日に22億円ほど工事の発注をされるんですけども、先日も新聞報道で談合情報があったとありましたが、どのような談合情報があったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 新聞の記載どおりでございまして、その案件について落札業者が決定していると、それだけの情報でございました。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 調査されたそうですが、調査結果はどうだったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 事情聴取をしました。その結果、そういう事実はないということでした。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今年の1月に同じような談合情報があったと思うんです。工事も一緒だと思いますけど、そのときも談合情報があって、そのときは信憑性が高いということで工事が中止されています。前回談合情報が寄せられた工事と、今回寄せられた談合情報の中身は一緒ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） その中身というのは、設計書の中身というところでしょうか。

○10番（島田 光久君） 業者です。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 業者は大分変わっているかと思えますけれども。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 何社ぐらい変わりましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 大変申しわけありません、参加業者のリストを私は確認しておりません。今回は確認しておりますが、前は確認しておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 前回、談合情報に信憑性があって中止されたと思うんです。でも、調査されたら談合情報はなかったと聞いています。前回の一般質問でも、そういう答弁をされています。談合情報がないのに中止された。でも、信憑性は高かった。そのときは業者が6社ありました。だから、同じ工事で談合情報がなかったなら、今度の工事を発注するときに、当

時の6社をなぜ今度の工事に入れなかったのか。3社だけ残して入れてあります。3社外してあるんですよ。それはどんな理由ですか。外した3社は談合をした信憑性があったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） その信憑性の云々については、私は当時聴取もしておりませんのでわかりませんが、今回選定したのは、監理課と発注原課と協議の上で選定された業者だと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、建設部長に聞きます。建設部は、そのとき指名委員会に入っておられたので中身に詳しいと思うんですけど、前回6業者あって工事をやめられたと。それで、今回3社残って、3社はもう全然どこにも入っていない。この理由は何ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えします。

理由はないと思いますけれども、100%同一業者ではまずいのではないかという判断だと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） だったら、今度数多く指名があるでしょう。その3社をどれかの工事に入れるべきではないんですか。今、談合情報が来ている2件の工事に同じ業者が全部複数入っているでしょう。工事自体に。それはどういう理由ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 島田議員はよく調べておられると思いますけれども、どこの分でしょうか。

○10番（島田 光久君） 3億8,000万円と1億9,000万円の分です。

○建設部長（尾上 徳廣君） 上水道の分ですか。

○10番（島田 光久君） はい、そうです。

○建設部長（尾上 徳廣君） 中身については、水道局長が、資料で実績のある業者を選定していると思いますので、向こうのほう詳しいと思います。

水道局長、お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（楠本 金生君） お答えします。

昨年、前水道局長からもらった資料に基づきまして、水道施設関係の、25社前後だったと思うんですが、その資料を見まして、その中から技術とか実績等を考慮して指名のほうをよろしく申し上げますとっております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 結局は、3社外されたことも不可解なんです。3社が談合情報に関係していて外されたんならわかるんです。前回、そういう理由があって中止なされた。でも、談合情報は確認できなかったと。そうしたら、今回も、同じ2つの大きな工事にかぶらせてやること自体に不信感を抱くんです。

それと、もう1点は、今回予備指名されて辞退されている企業が何社もあります。監理課長、これはどういう理由ですか。やめられた理由とかは調査されたんですか。わかりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 監理課長。

○監理課長（坂田 結二君） お答えいたします。

予備指名で、本来7業者をAグループBグループにわけて選定しておりますけれども、その結成につきまして、4業者、5業者が上がってきたわけなんです、その結成が組まれなかった理由というのは今のところ聞いておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今、業者は仕事が欲しいんですよ。どこの業者も仕事がやりたいんですよ。なぜ辞退するのか、私は何か理由があると思うんですよ。辞退される理由です。

指名委員長にお尋ねしますが、今回、4月から辞退された企業はどのくらいあるんですか。それと、今回、12日に22億円の工事をされるけれども、その中で辞退した業者は全部で何社あるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 指名通知を出した後、入札辞退した業者というのは、入札段階で、予定価格以上の金額を入れた業者は辞退とみなすというところで、そこも辞退ということでカウントしております。それから、私どもが指名した後、指名業者が会社を閉じたり、合併したりというところがありまして、辞退されたのが1社あります。案件では4件、工事ごとということであれば4件、業者は2社です。これは、私どももチェックミスだったし、一つは業者さんの入札段階のミスというところで考えております。

今回、JVの未結成の業者なんです、龍ヶ岳小学校の機械設備で2社、倉江の浄水場の土木で2社、倉江の電気で1社、倉江の配水池で3社が、結成されずに未申請ということになっております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） その中で、かぶって辞退されたところも何本かあったでしょう。同じ業者が幾つも辞退されているという事業があったでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 3社あります。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） だから、今、仕事がないのに業者が辞退すること自体が不自然なんです。私は、その会社全部に出向いて聞き取りをしてきました。本当は仕事をしたいんです。

という感じです。でも、なぜ入らなかったとしつこく聞くんですけれども、なかなか本音はとれないです。仕事がしたいというのは、事務所に行けばわかります。こういう事態が、これから幾つも続くこと自体が不自然なんです。この改善策について何か考えられていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 以前から、入札制度についていろいろな改善策をということで、6月議会でも新宅議員のほうから質問がありました。私どもも、そのときも説明しましたが、今度、10月以降に電子入札を開始します。電子入札開始後、条件付一般競争入札を試みたいと思っておりますので、そこでまた要綱等を検討しながら、一般競争入札の導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ぜひそれは検討されて、不信が抱かれないような仕組みをしっかりとつくっていただきたいと思います。

あと1点聞きます。今のは、倉江の浄水場の談合情報でした。ほかに、談合情報は市には入っていないですか。学校関係ではどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 情報は入っております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） どこの部分ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 龍ヶ岳小学校の建築だったと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、それは、また事情聴取か何かをされるんですか。どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） はい、事情聴取予定でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、あと1点だけ聞きます。

龍ヶ岳中の耐震補強工事が8,700万円ほど出ていると思います。その業者を見ると、ほとんど市外の業者に全部発注されているんですけれども、学校の耐震というものは市内の業者ではできないものなんですか。

監理課長、どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 監理課長。

○監理課長（坂田 結二君） まず、市内業者で検討したところでもございますが、市内業者単独では難しいと思われる物件で、工事施工が確実かつ円滑にできると認められる場合には市内業者で行いますけれども、工事内容を原課のほうにお伺いしたところ、市内業者ではまだJV

にするかどうか検討する項目があるということでございますので、今回は市外業者で行うという予定で私は選考したところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 建設部長にお尋ねしますけれども、原課に相談があったと思うんです。だから、市内の業者を育てるためにも、これだけ大きい工事ですから、JVを組んで育てるということも必要だと思うんですけれども、そういう考えはなかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えいたします。

地元業者育成のために、本当は地元で指名という形でしたかったんですけども、県のランク、発注額等を検討した場合、なかなか学校教育の安全、安心のためにはすぐわないのではないかと判断で、県のA2以上のランクに決定したわけでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） では、そういうことがあったら、今後、JVを組ませるとか、業者を育てるとか、そういう地元育成の考えはなかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 監理課長とも、企業体の勉強をしました。ところが、おおむね1億という金額が入っていますので、今後、そういう地元業者育成のためにも、土木以外の、例えば建築とかという業種に関しては、例えば7,000万円以上とかの企業体も必要ではないかと私は思っているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 市の指名とかは、建設部長が主体になってされていると思うんです。見た感じ、一番詳しいし、権限も一番持っておられると思うんです。だから、そういうところは、地元企業をしっかりと育てるという意味もありますから、ぜひ、その辺は頑張っていただきたいと思います。そして、できるだけ不信を抱かれないような上天草市であってほしいと思います。

もう時間がないので、次に行きます。

次は樋島漁協損失補償についてお尋ねをしたいと思います。

この問題は、20年、21年、22年と毎年一般質問してきていると思います。その中で、せんだって3,800万円ほどを市は執行されました。市長は、市民に負担はかけない、処理すると言われていましたが、執行したということは、立てかえなのか何か私にははっきり説明できないんですけども、執行されたことに対する説明責任を果たしてもらいたいと思います。私は、市民の方になかなか説明責任を果たせないんです。どうですか、市長。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） それは、説明会を開いてどうにかするというお話でございませうか。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 市長が、市民には負担をかけないで会計をすると議会本議会でも言われました。その点です。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、市の今後の立場といたしましては、樋島漁協損失にかかわる債権を引き継ぐことになりました。したがって、その債務を回収するという作業に邁進していくということでございます。極力全額回収するということで、市民の皆様には負担を求めないという考えでございますので、これから、債権回収の努力として、邁進していきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 言葉では言えるんですけど、もう原資がほとんどないんです。樋島漁協も頑張られて、債権回収を相当されました。資産も処分されて、転売もされて、ほとんど回収は終わっています。保証人からも回収されました。取れるところは全部です。3,800万円のうち、Aさんの600万円の分はまだこれから回収していくと思いますが、Bさんの分に関しては回収はほぼ終わっているんです。残債を引き受けて回収されると思うけれども、原資がないのに回収できないんです。今までの資料を見たらわかると思います。1円も使わずに処理をするということは、私はどうしても考えられない。今後、回収作業をされると思うんですけども、見込みはありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今後の回収の状況でございますけれども、この前の特別委員会の中でも申し上げましたとおり、状況としてはなかなか厳しい現状ではございますが、12月末までに債権の回収計画を提出するということになっております。先ほどから何回も申し上げますけれども、厳しい状況であります、このことにつきましては市長もそのように考えておられます。回収計画も今作成中でございますので、12月末までには提出をしたいということで、現在のところ、原田弁護士や熊本県の漁信基に連絡をとったり、私たちも行って今後の状況の打ち合わせをしたりとか、樋島漁協や裁判所にも調査依頼をかけます。どうしても、市の行政の立場からしてみますと、行政の段階では、回収するということは手続上もなれておりませんので、顧問弁護士の原田先生に今後の指導をお願いしてまいりましたし、漁信基につきましても、書類関係等についてどのような状況で協力をしていただけるのかということも協議しました。漁信基にお願いしましたら、こういうものがありますという書類の提出はなかなか難しゅうございますので、それについて、個人情報等と抵触しないものについては資料等も提出しますけれども、その中身を精査しながら、弁護士や漁信基と協議しながらやっていきたいと思いますということで、協議をさせていただいたということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 部長はそうおっしゃられるけれども、もう原資がないんです。漁信

基と漁協でしょう。仲がいいんですよ。もう払ってしまったから、漁信基は漁協の都合の悪くなる資料は絶対出しません。なぜなら、執行する前に漁協の支払い状況の資料を漁信基は出されなかったでしょう。そして、漁協に対して請求したでしょう。例えば、担保物件を処分された、転売された、保証人から回収された、その回収金が返済にどれくらい回っているかという資料は不透明なままでしょう。漁信基にしても、漁協にしても、払ってしまった後に自分たちが不利になる資料を出しますか。私なら出さないですよ。

裁判するといったって、もう原資がないから裁判する価値も私はないと思うんです。今、回収計画をつくられると言ったけれども、回収計画ができなかったときはどうされるんですか、市長。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） まず、我々は、債権回収に向けての最大限の努力を行います。当然、係争というの視野に入れていきます。それで、最終的にこれだけの額が残りましたという場合が出てくるとは思いますけれども、そのときには、この問題を最初から振り返りまして、原因をはっきりとしていきたいとします。その上で、当該事件にかかわる関係者それぞれに、幾らかずつの応分の負担をお願いしていきたいとも考えておりますし、その際には、皆さんとも御相談させていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今回、市長は1年分減俸されました。そして、各部長は20万円、教育長も減額されました。関係ない部署が責任をとって減額されているんですけれども、この理由はどういうわけですか。だれが答えますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 今まで損失補償問題が進展しなくて、今回、そういう機運があって、みんなで損失補償問題を解決するために、市長も減給される、教育長も減給されるということで、私どもも何らかの責任のとり方があるのではなかろうかというところで、部長会議で意見が一致したというところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 私は、なかなか回収は厳しいと思います。原資がないんですから。時間もないので、もう少し進めたいと思います。

漁協が1,500万円を市役所に返済に持ってこられて、当時の永森部長と建設部長、そこに座っておられる監理課長と3名で、預かって、熊本に1,500万円を現金で持っていかれた。預かって行ったから、漁協の領収書もらってきたら別に何の問題もないんですが、預かって行ったのを、上天草市の領収書を持ってきたから問題がおかしくなってしまった。

そこで、この間の何月か、私が市長に質問したんですけれども、その領収書は事務上今のままの状態でも問題なかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 1,500万円の領収書の取り扱いでございますけれども、平成

22年9月24日に、樋島漁協より預かり金として漁信基へ1,500万円を持参しました。漁信基より上天草市あての領収書をいただきましたことにつきまして、平成19年12月末に返済の期日が過ぎたことで、漁信基より上天草市に請求書をいただいております。また、領収書の但し書きで、損失補償としてと記入されておりますので、上天草市及び樋島漁協どちらにもその時点には支払い義務が生じておったということで、どちらのあて名でも現状としては問題ないとの顧問弁護士からの見解をいただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） わかりました。

その1,500万円を現金で、建設部長と監理課長と当時の総務部長と3名で持っていかれた。本当だったら、組合長が預かったら経済振興部長が持って行くのが筋だと思うんですけども、建設部長が持っていかれたということは、組合長と近いかない感じがします。建設部長は漁協の損失補償に相当かわりを持っていらっしゃいます。旧町から知っておられる面もあると思います。当然詳しい。それはそれでいいんですけど。

では、経済振興部長にお尋ねしますけれども、特別委員会で、組合長が8年間で1,000万円払いますというくだりがあったと思うんです。その特別委員会で、本当に支払いできるのかという議論が相当されました。保証人をつけたらどうかというくだりがあって、龍ヶ岳地区の組合長と市の部長を保証人にするから、絶対回収できるんだというくだりがありましたけれども、それは進められましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今のはどういうことでしょうか。もう一度済みません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 1,000万円を組合長が払うという形で、契約書か誓約書が出されたでしょう。それに対して、8年間ありますが本当に回収できますかと。だから、しっかりとした保証人をつけてくれということがあったと思うんです。特別委員会で相当議論されました。これだけの人を保証人につけました、これで絶対回収できますというくだりがあったんです。特別委員会でも、龍ヶ岳地区の組合長、市の部長がされているから絶対間違いなくとれますということがあったんですけども、それは間違いはないですか。それは進められましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） その件につきましては、特別委員会でも申しあげましたとおり、署名をしていただくときに本人さんも含めて3人、保証人が2人おられました。その中で、署名をいただくときに、ここに名前を書く以上はその責任を果たすことで署名をして印鑑をつくんだということについては確認しましたので、私はそれ以上のことは申しあげることもなく、そのまま署名をいただいて書類を受け取ったという状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、その予定で進められて、確認されて、ほかに幾つか書類をつけられて執行されたことになると思うんです。ということは、樋島漁協組合長と建設部長はすごく近い仲であります。今回も、損失補償にかかわられたということは、兄弟でもなかなか厳しい、兄弟以上の深い仲でないかと私は考えるんです。

先ほどから議論したように、建設部長は工事発注を年間何十億も持っています。今回も、組合長の側に近い。かすみの中に何か見えてくると市民は言うんですよ。市長はこれについてどういう認識がありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） ちょっと意味がわかりませんし、想定の話あるいは想像の話を問いかけても、私としては答えようがございません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 例えば、損失補償にかかわられている担当部署が建設部長である、何十億もお金が動く、業者が入れかわり立ちかわりしていると、市民はおのずと不信感を抱くと言っているんです。それについて、市長はどのような認識がありますかと私は聞いているんです。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 答えようがありませんとしか答えられません。どういった不信があるのかも私には具体的に聞こえてまいりませんし、建設部長がそのような権限があるということもまずもってあり得ませんし、どうしてそういう理論ができてくるのかもちょっと私としても理解しかねます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君、残り1分です。

○10番（島田 光久君） これで私は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で10番、島田光久君の一般質問が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） おはようございます。会派みらい、田中万里。議長のお許しが出ましたので、これより一般質問を行いたいと思います。

その前に、昨日も小西議員が申し上げられましたが、今、我々議会としても議会改革を行っております。その中で、反問権、言葉は角が立つような言葉でございますが、お互い、我々も執行部もこの場で意見を出し合って、それを本当に具現化できるようにするためには、もっともっと議論の必要が大切ではないかということで、そういうことを試験的にやりたいという意見が出て

おります。私も、今回、いろいろと提案がございます。その中でどうしても、私のこの通告書だけでは伝わらない部分、また執行部としてもわかりにくい部分があるかと思っております。その部分も含めて、もしわかりづらい点、あるいは私に何か逆に尋ねたいことがあったら、遠慮なく尋ねていただければと思います。そうすることが、議会と執行部の活性化にもなって、本当の意味で市民の声を具現化、そして現実にはできるのではないかと思いますので、その点はどうか遠慮なしによろしくお願いいたします。

先ほどの島田議員の一般質問は、大変厳しい一般質問でございました。私も、議会というものは、チェック機能でございますので、そういう部分もしっかりとやらなければならないと思っております。と同時に、私は先ほど述べたように、今回はいろいろと提案を申し上げたいと思いません。

我々は選挙で選ばれて、私も市民の代表としてここに立っております。そして、今、市民が本当に望んでいること、そして、行政に力添えをやってほしいこと、それをこの場で申し上げて、それが形になるようにやらなければならないと思っております。

その部分を含めて、今回は、まず初めに上天草市の課題についてということで、市長もマニフェストにいろいろと書かれておられました。しかしながら、今回は、私は単刀直入に市長が目指す上天草市の将来像についてと、その将来像実現のために今何を優先的に取り組まなければならないのか。

それと、2点目、4点目は後回しでお願いしたいと思います。

市長は、将来像と同時に上天草市のカラーをどのように考えておられるか。大変言葉足らずとはなりますが、まずはその辺についてお尋ね申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 将来像について、お尋ねでございます。私の頭の中で描いている将来像としまして、これは長期的な将来像で、何十年後という想定での話でございます。上天草市が、何十年後かには創造文化都市として機能する、そういう都市を想像しております。また、そういうあり方が今後必要ではないかと考えております。

創造文化都市というのは何ぞやということになりますけれども、これは、新しい時代を切り開く英知が結集された地域であり、産業についても新しい産業、あるいは最先端の産業が育っていく地域、そして、それには芸術的、文化的レベルの向上も不可欠でありますので、そういう芸術、文化もしっかり熟成されている地域であると。当然、教育分野もしっかりしているということでございます。

これが大体備わっているのがイタリアの都市国家であるんですけれども、イタリアという地域は、過去1,000年ぐらいにわたりまして、そういう都市国家が形成されてきております。大学についても1,000年前に建設されておりますし、そういうバックボーンのもと、地方都市国家が形成されてきております。

上天草市は、まだ合併して七、八年しかたっておりません。現在のところ、まだまだキャンバ

スは白紙に近い状態でありますけれども、遠い将来については、そういう都市国家になればなどというふうに、おぼろげながら想像し、また願っているところでございます。

ただ、それに至るまでの過程の中で、現在、上天草市が置かれている状況というのは、過疎化という問題が大きいのしかかっておりまして、それを打破しなければいけないということで、今、もろもろの政策を展開しているところでございます。

今現在、課題といたしましては、経済力の強化であって、そのためのあらゆる政策をとり行っているところでございます。また、当然のことながら、経済政策以外にも高齢者対策、福祉対策というのも必要でございます。そういったことを中心としながら、現在、上天草市が歩んでいるということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今の答弁で、将来像並びに上天草市のカラーととらえてよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） カラーといたしましては、最近よくいろいろな方々と意見交換をするんですが、この前も小山薫堂さんと話をしたんですけれども、天草も含めて上天草市がどこに似ているかという、南フランスとかイタリアとか、そういう地中海に近いところに似ているんですよ。これは、文化のつながりも、南蛮文化もそうございましたし、また地元でとれる産物も、海産物とかはイタリアなどに非常によく似ている、そして気候も似ているということでございます。ですから、上天草市のカラーといたしましては、どちらかという、そういう地域に似通ったカラーをこれから出していくほうがいいのではないのでしょうかという各界の方からの意見はございます。

今回、A列車が開通いたしますけれども、一つの試みとして、そういうつながりができるかどうか、上天草市がそういうカラーに乗っかっていけるかどうかというのを、少しずつ、小出しではありますけれども、出していっているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今、市長の答弁の中で、将来像については、何十年後、文化都市機能、そういう都市を目指したい、新しい時代を切り開く英知、また最先端の産業や芸術文化をしっかりと熟成していきたいということであります。また、カラーとしては、イタリア、地中海、あのようなことをイメージしているということでございますが、まずもって、そこまで行き着くまでには、今のこの上天草市の課題を解決しなければ、その山には到着しないんじゃないかと私は思います。

今、市長も答弁の中で言われたように、この上天草市は過疎化が想像以上に早いスピードで進んでおります。まずもって、その過疎化対策を行わなければならないのではないかと私は思っております。

その点を含めてお尋ねいたしますが、以前も私はこの過疎化対策について一般質問を行いました。

たが、過疎化につながるということは、地元で働く場所がない、あるいは魅力がないというような部分を含んで過疎化になるのではないかと私は思っております。その部分を含めて、私が前回質問後に、どのような雇用の場の創出や過疎化対策に取り組んできたかをお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議員御指摘のように、議員が昨年6月において人口歯どめ策について御質問されております。本市において、過疎化対策は非常に重要な問題であると認識しておりますし、その対策として、雇用機会をふやす、あるいは地場産業の育成を含め経済を発展させる中で、所得をふやし、市民生活が安定することで人口が増加すると答弁されたところでございます。

平成22年度の予算において、教育環境の整備、少子高齢化対策、経済産業の三つを主な柱として掲げ、県外企業に対するトップセールスによる企業誘致、県の緊急雇用創出基金を活用した失業者への支援や、本市の恵まれた農林水産物を活用した特産品の開発事業等を実施することで、過疎化対策に取り組んできたところでございます。

では、具体的にということですが、二、三ありますが、企業誘致において、樋合地区にきのこファーム1社を誘致し、新たに正社員15名、パート職員8名を雇用されたところでございます。

緊急雇用創出基金等を活用して、平成21年には150名、22年度に159名を雇用し、平成23年度においては148名を雇用する予定でございます。

それから、特産品の開発につきましては、平成22年度にブランド推進協議会を設立するとともに、農林水産物加工品開発研究センターが完成したことから、本年度より本格的に特産品の開発を行ってまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 経済振興部長に。雇用について、雇用の創出は。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 雇用の場の創出は、どのように取り組んでおられるのかということでございます。

地域の商工業や観光業者など、民間事業者の活力を生かした雇用の創出につきましては、経済状況の悪化等により、非常に厳しい状況となっていると認識しております。厚生労働省の委託事業がありまして、職を生かした雇用創出プロジェクトの推進や、観光振興の経済振興に対する取り組みを強化しながら、地域経済を活性化し、雇用の場を確保していきたいと考えておりますし、現在も取り組んでいるところでございます。

商工観光課の取り組みとしましては、過疎対策としての取り組みは取り組んでおりませんが、失業者対策の取り組みとして、県のふるさと雇用再生基金と緊急雇用創出基金を活用した事業を実施しておりまして、雇用の創出について行っているところでございます。

企業誘致関係につきましては、先ほど総務企画部長が申し上げましたとおりでございますけれ

ども、企業誘致、地場産業の振興の2本の柱を設けまして、新たな雇用の場の創出に向けて取り組んでおるといふ状況でございます。

取り組みの一つとしまして、平成20年8月に労働雇用課の支援をいただきまして、上天草地域産業雇用創出協議会を設けました。雇用環境の特に厳しい県南地域、天草、人吉、球磨、水俣、芦北、上天草市におきまして、市を中心として関係経済団体、国、県が一体となって、地域の資源を生かした雇用創出にかかる取り組みを進めていこうではないかというものでございます。そして、昨年度末から、厚生労働省の地域雇用創出推進事業としまして、パッケージ事業の採択を受けまして、来年度末までの事業期間に、職を生かした雇用創出プロジェクトをメインテーマに上げまして、雇用の拡大、人材育成、就職促進のメニューを設け、雇用創出に向けた取り組みを行うことと現在しております。

先ほど、議員が反問権ということをおっしゃってございましたけれども、議員にお尋ねもしてよいということでしたが、議員もいろいろな情報をお持ちであると思います。今の思いや秘策等も現在持っておられると思いますので、そこも今回お聞かせいただいて、議員の知恵をお貸しいただきたいということで、お尋ねをしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 経済振興部長から、では、あなたの考えはどういうふうに行っているのかという点でございますが、私は、いつもここで質問をする際に、質問をする限りは、もし反対に質問をされたときにはしっかりと答えなければならないという思いでこの場に立っておりますし、議会報告会等でも、市民の方たちから難しい質問がある際に、勉強になる点、わからない点は素直に勉強になりますという答え方をしております。

今の部長の点ですが、私も市がいろいろな国、県の補助金や制度を使って雇用の創出に努めていることは十分理解しております。ただ1点、私も、厚労省等の緊急雇用事業に対して見解が示されていた中で、あくまでも緊急雇用対策というのは、緊急につなげる場の雇用の創出ということで、1年間しか期限がございません。1年後には、言うなれば野にまた放すというやり方の中では、その1年間雇用保険をかけて、1年終わったらまたその雇用保険を申請して、3カ月で雇用保険が来ます。その間には、パチンコをしたりする生活に逆戻りということで、ある学者は悪循環をもたらしている。本来ならば、その1年間の間にどうにか次のステップにつながる雇用につなげなくてはならないという指摘をされておりました。私も、そのとおりだと思います。緊急雇用で雇った際に、その方たちが、その次にどういう生活をされているかの追跡調査というのでも必要で、終わった後にしっかりとした職につけるようなアドバイス、支援を同時にしなくてはならないと思っております。

では、どうやって雇用の場を創出したらいいか。この点については、この次の質問で私は里親制度について質問しますが、これも絡んで、その後、ソーシャル事業等への支援の取組

み等は考えておられないかという部分がございますので、この部分で述べたいと思います。

今回、議案の中で、職員定数を減らしてございます。それと、先ほど市長の答弁の中で、島田議員の1点目の職員の意識向上について、いろいろ頑張っ努力されているということをおっしゃっていました。職員の人たちは、残業をして、頑張っている人は非常に頑張っておられます。これからの日本というか、我々の上天草市においても思うんですが、職員はだんだんと減ってきます。これは、現に減っております。しかしながら、行政に対しての地域の人たち、市民の声というのはだんだんと要望は高くなってくると思います。これも、ある学者さんが意見を述べておられましたが、日本というのは戦後に頑張って、頑張ろう頑張ろうということで、不平不満は言えない時代を上ってきて、その間、バブルのときにみんな潤い、そして、今度は経済が下火になって、行政に対していろいろと要望等が高くなるであろうという推測がなされております。そして、その要望がこの丸の中であって、今、役所の職員というのがこのくらいしかおりません。答えられるのはこのくらいになって、あとの3分の1ぐらいは、解決ができなくてそのまま放置状態になるのではないかと。

では、そういうことの繰り返しが続けばどうなるのかというと、その地域の人たちは不平不満の固まりになってきます。不平不満が固まることによって、この地域には魅力がないということになれば、この地域から去っていく、先ほどの過疎化になると。

では、この過疎化をどうやって解決するかといいますと、後で述べるソーシャル事業というのが、皆さんも御存じのことかと思いますが、ソーシャル事業を抜本的にやっている自治体は、私が調べた限りではまだ余りございません。社会的課題の分野として、福祉、教育、環境、まちづくりなど、公共的分野であること、具体的には高齢者、児童、女性、外国人、障がい者にかかわるサービスの提供、これらの者への雇用の創出、環境保全や環境づくりなどにかかわる活動、簡単に申し上げますと、社協のようなものではないかと私なりに想像いたします。このソーシャル事業を、上天草市がモデル地区になって、ビジネス化して、ソーシャルビジネスというのを今からやっていったらどうかと思います。

なぜならば、国においても、鳩山内閣のときに、新たな公共の担い手事業ということで、内閣府が数兆円の予算を組んで、各都道府県に補助金として与えております。

まず初めに、この上天草市において雇用の場を創出することについて、先ほど部長がどうやって創出すればいいですかとお尋ねされましたが、今、現に緊急雇用対策等でやっております。それと同時に、先ほど申し上げたように、今、緊急雇用対策で雇っている人たちを次のステップにつなげることが第一だと思います。今、雇っている市あるいは事業主等で、新たな仕事の創出をその人たちにさせて、手に職をつけさせる、あるいは考えていろいろさせる。それと同時に、上天草市においては自主財源が非常に乏しいです。何かをやるにしても、なかなか支援を十分に求められないのも現状です。その点を踏まえて、私が思うには、国や県が求めていることをソーシャルビジネスとしてとらえて、これを国、県に働きかけて、この上天草市にその事業を持ってきて事業化し、雇用の場を創出したらどうかと思います。

その一つが、今、熊本県の自立支援プログラム策定実施推進事業ということで、簡単に申し上げますと、熊本県の中を網羅して、例えば子どもやその親が日常的な習慣を身につけるための支援を行う団体や、不登校等の子どもたちへ職員が行って、1年間の中で改善を図っていくことをやってくださいということで、熊本県が企画を公募しております。この予算が、今回の委託期間は、6カ月で約2,000万円です。来年度は、通年ベースで約4,000万円組んであります。私も、この説明会に行きましたが、こういう事業の中では8名を雇用していいと。そして、その8名に対しては、この4,000万円の中で給与等も支払われるということでございました。これは、国からおりてきた国の事業でございます。今、国もこういうことに対して問題解決をしなければならないということで、予算化をして、それを県におろし、県はこれまで社協等に流していたのを民間に流したいということで、これをNPOや各種団体でやってくださいということで、企画公募に出しております。

私は、こういう事業を上天草市で。行政では企画提案ができませんので市では無理ですが、これをビジネスと考えると、地域にある団体等が手を挙げて、仕事をこっちに持ってきて、ここで8名の雇用の場をつくるなど、こういうことをしたらどうかと考えております。

そういうことを含めて、次に、ソーシャル事業等への支援の取り組みということで、今の段階では、こういう事業をとってくることは非常に厳しいです。県に出す資料というのは、執行部が我々に説明で出すような2ページぐらいのものでは収まらず、20ページぐらい書かなくてはなりません。そういう企画書をつくる際には、どうしても民間だけの力ではどうにもなりません。その際に、行政が専門知識の中でいろいろと協力をしてもらえれば、その部分でそういう企画提案書ができ、そしてそういう事業を上天草市に持ってきて、そこで雇用の場ができて、それが社会福祉のサービスにもつながるということになります。そういうのを、市としてももう少し支援をしたらどうかということで、ソーシャル事業等への支援ということで今回お尋ねします。

企業誘致課がこれまで一生懸命頑張ってきたらされました。日本全国を歩き回って、いろいろなノウハウを持ってこられました。しかし、これから先、企業誘致というのは非常に厳しいのではないかと考えております。特に、東北でこれまでにないような震災が起きました。その点も踏まえて、企業誘致がなかなか厳しいのであれば、これまで企業誘致課の職員の人たちが培ったノウハウや人脈を利用し、それを肥やしとして、国や県の事業を持ってこる際のアドバイスをする立場に立っていただけないかという思いもございます。

雇用の場の確保について、これからそういうことを取り組んで、雇用の場につなげたらどうかという思いがございます。私の答弁になったかどうかわかりませんが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） ありがとうございます。

今言われました企業誘致課のノウハウについては、3年間の内に築き上げましたので、議員が言われました今の思いも業務に生かさせていただきたいと思っております。

それと、企業誘致課の職員等も含めまして、資料の作成等につきましても、いろいろな事業が

ありましたならば、御相談いただければ資料の作成等のバックアップもしていきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） そこまで丁寧にありがとうございましたと言われると、次の質問につなげていくのが非常に言いづらいんですが。

先ほどから言うように、私は、今市民が求めているのは、本当に働く場所がない、この地で働きたいけれどもそういう場がない、だからどうかしてくださいという声です。それをつくるのは、行政の役目、我々議員の知恵ではないかと思っております。なので、そういう国や県の事業を持ってきて、それを雇用の場につなげるようにする。例えば、年間そういう事業を持ってきて、30人は雇用するとか。この県とか国からの事業というのが、単年度ではなくて2年、3年、必要であれば5年継続とかになります。そういうのを上天草市でぜひ行っていただきたい。こういう事業に対しては、保険も社会保険です。今、国保も大変厳しい中にございますので、そういうものにもつながっていきます。優秀な職員がたくさんおられますので、どうかそういう部分でもいろいろ努力をしていただければと思えます。

それと同時に、今朝の新聞にも載っておりましたが、国会のほうで3次補正ということで、医療・介護復興に2,600億円、そのほかに被災者長期雇用も助成、その中にはさらに、円高による失業者対策に2,000億円を充てるという記事が載っておりました。私も、今、熊本県の民主党の副幹事長をされている北垣議員に頼んで、どのような支援を国がするのかという部分で、先に情報が入ってわからないかということで、今調べていただいております。私は、国の動向を見きわめた上で、例えばこういう補助金等が今から出ますと。それで、まず県に来ますと。県から市に来るときには、その企画書を出してくださいというときには非常に期間が短いです。それではもう間に合わないんですよ。ただ、総務課長は総務省から来られたので、いろいろな人脈もあるかと思えますので、この部分が、私どもの上天草市にどのような影響を与え、どのような補助金としてくるのかを調べた上で、それに向かって、これから企画書、あるいは動き出す必要があるかと思えます。そして、これが県から示されたときには、即座に雇用の場につながる事業を幾つも提案して、採択できるようなその辺の資料づくりも、これからやっていただきたいと思えます。こういうときのために、総務課長などは国から出向で来ておられ、そして、商工観光課には審議員で県から来ておられる職員もおられます。そういう人たちの人脈を使っていただきたいと思えます。

ぜひとも、そういうことが雇用の場につながるようによろしく願います。と同時に、先ほど私が申し上げたソーシャル事業等への支援等の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） ソーシャル事業への取り組みということでございます。議員が、先日から私のほうにもそういうことで情報がありましたので、ソーシャル事業の資料等を探ってみました。政府のほうでも、経済産業省の事業で結構ある事業でございます。先ほどか

ら、議員が提案ということでなされておりますことについて、私も議員にお尋ねしようかなと思ったところでしたが、先ほど述べられましたので、今回、現在の取り組みというところで考えて、説明させていただきます。

ソーシャル事業とは、先ほど議員も言われましたが、地域において環境、高齢者、障がい者の介護、福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまでの地域課題が顕在化しつつある中、このような地域課題を市民、NPO、企業など、さまざまな主体が協力しながら解決していくものと考えております。本市で実施しているアダプトプログラム制度やまちづくり推進事業もソーシャル事業の一部に含まれるものと考えております。本市においても、市民、NPO、企業などが協力しながら地域の課題を解決していくことが重要であると認識しており、各地域での取り組み状況や、国、県等の制度の紹介など、情報提供を積極的に行うとともに、今後は、経済振興部長も申しましたとおり、本市でのソーシャル事業等の支援のあり方についても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今、部長が言われたように、実はソーシャルビジネス事業55選というのがあって、先ほど言われた経済産業省がモデルとして出している中で、今、市長が雇用の場の確保と地域活性化としてやっておられる6次産業化、これもこの中の一つというか、これはまさにソーシャルビジネス事業ととらえられております。紹介してある中によい例が、株式会社いろどり、これは皆さんもテレビ等で放映されて御存じの方もおられるかと思いますが、徳島県で葉っぱを商品にして、高齢者の社会参画による地域活性化ということで行っております。これが、ソーシャルビジネスを検索すると一番に出てきます。私はこれを見たとき、なるほどなといろいろと勉強になりました。ここの地域は、要するに捨てるような葉っぱを加工して、それを料理に使ってもらっていると。それを高齢者がやっていて、この地域には寝たきりの老人が2人しかいないと。そのビジネスによって、高齢者問題も解決し、雇用の場もでき、収入も得る。これがまさに、ソーシャルビジネス事業ではないかと思っております。

ほかにも、福祉関係では、いろいろ障がいを持った方たちの支援とか、その人たちにパンをつくらせて、売らせて、それをビジネスにする仕組みをつくったりというのもございます。しかしながら、こういうのが成功する過程には、すべて第一段階に行政の支援がっております。行政が何らかの支援をして、それを資金源にして、次のステップにさらに躍進しております。

だから、なかなか民間だけでは難しい部分もありますので、その点も含めて、うちの市としてもまちづくり事業においては500万円まで出るような支援もしておりますので、そういうものをもっともっと活用できる仕組みをつくって、こういうビジネス化をして、地域が活性化するように支援をしていただきたいと思います。その部分について、市長、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今、いろいろと御提言いただいておりますけれども、市内でそういう

新しい取り組みをなされるとか、NPO法人さんをつくられるとか、そういう意欲のある方々については、市は全面的にバックアップさせていただきたいと思っております。ぜひ、いろいろな方々に手を挙げていただきたいと思いますし、その手続の過程で、書類の整備とか、あるいは資金面とか、人材面とか、そういう部分で必要がありましたら、行政は最大の協力をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 市長も、そういう事業には行政としても全面的に協力し、そして、地域活性化につなげ、市民の声が本当の意味で届くようにやりたいという意気込みだと思いません。

次に、里親制度について通告しております。時間がございませんので、この里親制度についてはもう簡単に。

私は、いろいろな方にこの里親制度について御理解をしていただきたいと思います。厚生労働省等の取り組みについてとか聞いておりますが、簡単に申し上げますと、里親制度は、さまざまな事情で家庭で生活することができなくなった子どもには、家庭にかかわる養育環境が必要ということで、日本では、家庭で養育することが難しくなった子どもたちの多くが、乳児院や児童養護施設といった施設で生活しています。そのような子どもたちを、自分たちの家庭に迎えて養育していくのが里親という説明になっております。児童福祉法上の制度では、里親とは保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望するものであって、都道府県知事が適当と認める者を定めているといたします。言うなれば、里親になるためには都道府県知事の許可が要するということです。

里親には、次の四つの種類があります。養育里親、短期里親、専門里親、親族里親、そのほかに、児童養護施設で生活している子どもたちを夏・冬休みの間、月に一、二回週末に迎える家庭を季節里親、週末里親など、ボランティア里親としても募集等を行っております。

私がお尋ねしたいのは、1はいいですので、今現在の里親制度について、県内の取り組み状況、上天草市の取り組み状況等をお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） お答えいたします。

本県におきましては、平成23年4月1日現在におきまして、里親の登録数は93世帯でありまして、そのうち52世帯の里親が62名の子どもたちを養育しております。取り組みとしましては、毎年10月を里親月間としている全国的な広報啓発に合わせまして、熊本県においても、里親講演会の実施や、広報啓発が行われているところであります。

上天草市の里親制度の取り組みでございますけれども、本市には、里親に登録されている方はいません。年に1回程度広報を通じて、里親制度について周知をしているぐらいのところでございます。しかし、近年の子どもを取り巻く地域社会の変化や核家族化などによりまして、社会的養護を必要とする子どもが増加しているのは確かでございますので、里親の登録認定等について

は、直接県が実施する事業でありますけれども、市としましては、市民に対しまして、里親制度への問い合わせや、相談に応じる窓口を設置していることを周知するというのと、積極的な広報活動を実施する必要があると考えているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） では、もうそのまま続けてほしいんですけども、例えば、里親になった際の、里親に対しての国等の支援策、これは、今申し上げられたように、県等も里親の勉強会等をなされておりますが、金銭的な経済的支援はどのように行っているかをお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） お答えいたします。

里親になったときの経済的支援でございますけれども、国が委託料としまして児童1人につき月額7万2,000円、2人目以降は半額の月額3万6,000円、また、生活費としておおむね一月5万円程度支給され、その他諸経費も支給されることになっております。かなりの諸経費というものがあまして、これは資料を持ってきておりますので、後でお渡ししたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） では、次に、国のほうでも、厚生労働省は児童養護施設を3分の1にするという方向を示しております。来年度から里親制度をふやして、例えば、ファミリーホーム型の里親制度や、自立援助ホーム型の里親制度を国としても目指すということです。というのは、先ほど部長が言われたように、年々子どもに対する虐待や、子どもを育てない親がふえている傾向だそうです。資料によりますと、数年前に比べますと3万人ぐらいそういう子どもがふえているということで、国としてもその受け皿が非常にないということで問題視しております。その点を含めて、厚生労働省が里親制度に移行して、これから力を入れるということでございます。

里親に対しての国からの支援は、先ほど部長が述べられたとおりです。里親になられる方は、お金が目当てでなられる人はいないと私は認識しております。しかしながら、子どもたちを育てていく上では、我が子でもお金がかかるものです。そういうものに支援をするのは、国であり、各自治体であると私は思っております。

私が何を申し上げたいかと言いますと、先ほど市長も述べられたように、今、上天草市の課題は人口流出、過疎化です。この過疎化の対策をしなければならないということを述べられました。私は、この里親制度を市民の方たちにもっと深く理解してもらって、この上天草市が日本の里親制度のモデル地区として手を挙げたらどうかと考えております。上天草市の年配の方たちは非常に元気がよくて、いろいろ経験豊富な方たちがおって、優しい方たちがおられます。それと同時に、この四面を海に囲まれた環境の中で子育てができるということは、心に傷を負った子どもたちに対してもすごくいいのではないかと思います。それと同時に、先ほど申し上げたように、今、県内にはファミリーホーム型や自立援助ホーム型の里親制度はないのではな

いかと思います。あるにしても、私が調べた限りでは現状は活動していないのではないかと思います。これをビジネスにつなげてくださというの少しばかり語弊が生じるかもしれませんが、冒頭で申し上げたように、私は、里親に申し出る人たちはだれもお金目当てでする人はいなくて、みんな何らかの、こういう子どもたちの手助けをしたい、そういう思いでされていると思います。ただ、その過程において、育てていく上ではそれなりの支援が必要です。

その中で、ファミリーホーム型に対しての案として国等が考えているのが、例えば、ファミリーホーム型で6名の子どもを預かった場合、常勤職員として1名、非常勤職員として2名の人員費、その他いろいろな事業をする際の旅費とか、職員研修費もろもろ、おおむね児童1人当たり月額15万円程度かかるだろうということで、国もこれを支援しなければならないという位置に立っている部分もございます。

私は、これから上天草市の将来像を考えていったときに、過疎化の歯どめ策もやらなければならないと同時に、雇用の場もつくらなくてはならない。しかしながら、よそから企業を持ってきて企業誘致とするのは、先ほど申し上げたように非常に厳しい。と同時に、今、企業誘致課の職員たちはいろいろな情報やノウハウを持ってきております。そういうのを活用して、こういう里親制度を、この上天草市をぜひともモデル地区としてやっていただきたい。と同時に、2年間ぐらいかけて、里親制度についての勉強会等を定期的を開いて、広報等で里親に申し出る人たちを公募したらどうかとも思います。

まず、里親で受け入れる際に、部屋を改造したり、いろいろな諸費用がかかると思います。実は、そういう諸費用に対してもいろいろと補助金がございます。一つ紹介したいのが、日本財団というところは里親制度を全面的に支援し、里親として子どもを預かったところの住宅改造費として、上限200万円まで補助をしますという制度もございます。そのほかにも、里親をされる方たちの勉強会に対しても、子どもゆめ基金、あるいはトヨタ財団、そういうところが全面的に補助金を出す部分もございます。そういうのを職員の人たちで拾い上げてきて、勉強会に対してもなるだけ一般財源を使わなくてもそういう勉強ができ、そして、市民の人たちが里親制度を理解し、受け入れ体制ができる状況をつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

まず、部長に。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 秀雄君） 里親制度といいますのは、そういったことで家庭の養育に欠ける子どもを、家庭的な環境の中で子どもを健全に育成すると、立派に育てるとというのが趣旨でございます。特に、この制度につきましては、法的にも児童福祉法、あるいは里親の認定等に関する省令といたしまして、細かく里親制度に対する決まりというのでござっております。そういった中で、上天草市を日本の里親制度のモデル地区として作り上げてはどうだろうかというお話でございます。そういったものは、福祉政策の面でもありますので、果たしてそれをどういう形で構築していくのかなど。私も、今聞いたところではどういうお答えをしたらいいのかなど、まだ頭の中で整理ができない状況でございます。

そういったことをお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 何かよくわからない答弁になりましたが、市長はどう思われますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 具体的な提言のお話で、我々としても非常にありがたい御提言でございます。

私個人も、イギリスに留学していたときにホームステイをしております、そのときのステイ先がおばあちゃんの家だったんですね。私一人だったものですから、ちょうどこの里親と似たような状況でございまして。お互い非常にいい関係であったんですけども、そういったことがまたこの地でもできたらどうかという御提言でした。それと、当市においては高齢化世帯が進んでおりますので、ニーズ把握はしておりませんが、ひょっとしたら多くの方が賛同される可能性もあるかなと聞いておったところでございます。

今後、市として音頭をとっていけるのかどうかという部分が、まず一つハードルがありますので、そこをよく研究させていただきたいと思っておりますし、また、市以外でも、例えばNPOとか何らかの団体が手を挙げられて、それを主体としてされるのであれば、またそれについても側面支援させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、社会的な意義がある点、また、我々にとっても人口の増加が見込める点、少なくとも負の側面はないと思えますので、できるだけ実現の方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 前向きな答弁でした。

私のほうでも、そういうことに関心が高い方たちがおられます。そういう方たちと、本当の意味でこういう制度ができ、上天草市に受け入れられるようなことを今から進めていきたいと思っておりますので、行政の支援、私が支援というのは、お金を出してくださいというのではなくて、そういうあらゆる補助金を持ってくる際の知恵を貸してほしい。言うなれば、企画書等で協力をしてほしいということです。そうすることが、過疎化対策、雇用の場にもつながると思います。例えば、私が先ほど申し上げたソーシャル事業ということにこの部分もつながっていきます。ソーシャル事業というのは、今、社会問題になっていて、行政ではもう解決ができない、行政ではなかなかそういう声にこたえられないというのを請け負うのが、新たな行政の担い手事業ということで国もやっています。こういう国や県が出すお金を上手いぐあいに持ってきて活用して、そこで現状の上天草市の課題を解決していく、そういう仕組みを早急につくるべきではないかと思っております。

そういうのが生まれてくれば、先ほど申し上げられたように、今、6次産業も進めておられますが、私から6次産業について厳しい意見を言いますと、実は6次産業が成功したところの先進地をいろいろと調べてみますと、まず、初めは、行政ではなくて民間の方たちがやる気をばーん

と出して、それを行政が後押しをしているという仕組みが非常に大きいです。うちの場合は、民間がやらないから行政がして、行政がやってそれを民間に後で渡そうという考えのもとで今市長は取り組んでおられるようですが、私は、これから先というのは、やる気がある人たちがどんどん出てきてやっていかないと、行政頼りだけではどうしても無理があると思うんです。どうしても手助けが要る部分を行政が真剣に取り組んで支援をする。しかし、もう少し市民もいろいろ知恵を出し合って、頑張っていくということをやらなければならないと思います。

今、私が住んでいる積米地区というところでは、高齢者が多くて、区長さんを中心にごく一部の区の維持をやっていきたいということで、区にある耕作放棄地を時間が余っている人たちが夕方に耕し、水をやって、そこで野菜を育てようと。そして、育った野菜を、区長さんがひとり暮らしの御老人とかそういう方たちに配っているということもやっておられます。その中で出たのが、おばあちゃんたちが漬物をつくったりいろいろされる、その漬物をつくるためには、機材が必要な部分もあるし、冷蔵庫等も必要なので、こういうことに支援をしてもらえればなということがあったので、そういうのには市は支援をしますので、ぜひともそれはビジネス化しましょうと。そして、モデル地区として、積米は小さい自治体として頑張らしましょうというやる気がある人たちもおられますので、そういう方たちのやる気は全面的に応援していただければと思います。

私は、今回2点について質問しました。一般会計補正予算については質疑の中である程度質問いたしましたが、市の予算というのは市民の幸福につながる予算にしなければならないと思っております。今回、補正予算で随分と組まれておりますが、そういう事業が市民の暮らしの向上につながるようにぜひともやっていただきたい。そして、今私がここで提案したことは、ここで言いつつなげにならないように、今から行政とも何回もひざを突き合わせて話をして、本当に市民のためになるようにやっていきたいと思っておりますので、どうかその辺は全面協力でやっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で12番、田中万里君の一般質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩し、午後1時から再開いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時00分

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） こんにちは。3番、田中辰夫、会派絆。昼からの1番バッターとして頑張りたいと思っております。

今回、一般質問を出しておりますのは、光ファイバーの設置、それと防災についてであります。まず1番目に、なぜ光ファイバーの設置をということで出したかといいますと、総務課長にお伺いいたしますが、県内の14市の中でないのはうちだけですか。どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） お答えいたします。

光ファイバーと申しましても2種類ございまして、一つは市民向けの加入者系光ファイバー、それと、公共施設間のネットワークを構築しています光ファイバーの2種類ございます。

御質問は、市民向けの加入者系光ファイバーのことだと思っておりますが、その件につきましては、県内に14市ございますけれども、当市のみが未整備地域でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 私も、何かにつけ上天草市がいつも外れいてるような感じがいたしまして、なぜかなど。私も、会社に勤めておりますので、パソコン等を使いましてデータのやりとりをする場合に、非常にスピードが遅い。特に、映像関係につきましては、非常に苦慮するところが多々あります。

また、NTTさんのほうに出向きまして、いろいろお話を聞いてきました。天草管内におきましては、天草市の中では旧本渡の一部、旧牛深市の一部、苓北町には通っているということございまして。上天草市にはどうですかということをお聞きしましたところ、私たちはつけたいと思っておりますが、なかなか本社の決裁が難しいところですねということございまして。昔の電信電話公社であればすぐに設置できますけれども、今、私たちも一つの会社となっておりますので、費用対効果等のことを考えますと、早急にとすることはなかなか難しいという答えでありました。

しかしながら、人口が少ない、費用対効果がないからつけないということは、私たちのようなこんなに小さい自治体並びに市民に対して、国は何をしているのかと。私たちも一人の市民であり、国民であるわけです。同じ情報とかを共有できないというのに、私は非常に腹立っておるわけです。幾らなんでも、私たちはちゃんと税金も払っておりますし、ちゃんとすることはしておりますので、田舎だから、人口が少ないからそれは無理ですと。都会なら何でもいいのかということをやっておりますと、午前中にも出ておりましたが、お年寄りが増えていくわけです。若い人が住めない環境にますますなっていくわけです。そういう中で、今の時代の中では、どうしてもこの光ファイバーの設置は必要ではないかと私は思ったものですから、今回、質問をしております。

それでは、お聞きいたします。

現在使用されている、先ほど課長が申されました公共的なものの状況をお伺いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） お答えいたします。

本市におきましては、例えば大矢野庁舎、松島庁舎、姫戸、龍ヶ岳の統括支所等の公共施設間のネットワークについては、既にNTTの光ファイバーを活用しております。これは、NTTが提供するビジネス向けの光ファイバーを活用しております、市の業務としての基幹系業務、例えば税とか戸籍などの総合行政システム、そういったものの利用をしております。これを基幹

系業務と言っておりますけれども、この業務で活用しましたり、あるいは情報系業務、これはインターネットの閲覧をしたり、それぞれ仕事で電子メールをやりとりしたりする情報系業務、この基幹系と情報系の二つに活用しております。

それと、地方公共団体間を相互に接続しますL G W A N というのがございますが、これは市と県、あるいは国、これらを結んでいるものでございまして、ここにつきましては、龍ヶ岳統括支所、それと県の天草地域振興局を光ファイバーで接続しておりまして、行政専用の業務として利用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） ありがとうございます。

それではあと一つ、今現在A D S L が通っておりますけれども、この設置はいつごろ完了したのか、また、利用状況はどれくらいかをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 現在の市内におきましては、光ファイバーの活用は無理でございましてけれども、A D S L サービスは利用可能でございます。

これは、平成19年3月に整備をしております。この背景としましては、16年度末の調査結果で、N T T の收容局が9局ありますけれども、その内の5局について、A D S L サービスが未提供でございましたものですから、住民アンケート調査をしたところ、開設の要望が非常に多かったということでございますので、19年3月に事業者を公募しまして、電気通信事業者へ合併特例交付金を交付しまして、民設民営の方式によって整備を行っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） A D S L が通っておりますので、一応インターネット等は利用できますけれども、私なりに光ファイバーとA D S L がどれほど違うのかということを中心に申し上げますと、光ファイバーのほうが速度が非常に速いです。A D S L の場合は、基地局が大矢野町には、湯島、大矢野、維和、柳局と4局あります。松島町におきましては、松島局、教良木局。姫戸町におきましては、姫戸局。龍ヶ岳町におきましては、龍ヶ岳局、大道局。計9局ありますけれども、A D S L の場合は、この局から距離が離れば離れるほどスピードが遅くなります。また、A D S L の場合は、ダウンロード、下る分に対しては速度を早めてありますけれども、アップロードに関しましては遅いです。そういう面におきまして、光ファイバーは一定の早い速度でいくのが利点かなと思います。

私も、会社に勤めながらですけれども、役所とのやりとりなんかでも、写真とか重たいデータを出しながらの話合いということが近年多うございます。どうしてもそういう場合に、本渡のほうは光ファイバーが通ってますのでいいんですけれども、こちらのほうはないわけですから、非常に困るわけです。

また、先ほども申し上げましたとおり、田舎だからつけることができませんと。企業誘致課は頑張っておられます。企業を呼びたい。呼びたいといっても、光ファイバーの設置が今は不可欠なんです。これがないと、私はなかなか呼べないと思います。

それと、上天草市管内に新しいアパートとかできておりますが、光がないんですかと言われます。そういう中で、非常に今の若い人は、特にこういう情報に対しましては関心もありますし、勉強もされているようでございます。

この前、上天草総合病院の病院長にお聞きいたしました。病院のほうは、公共性のあるものでつながれているのではないですかと申し上げましたところ、いや、ないんですよと。私はびっくりしました。命を預かるところの病院に、そういう設備が通っていない。龍ヶ岳の支所にはいつておるわけです。私の聞いた範囲内では、まだ回線には余裕があるということも聞いております。そういう中で、せめて上天草総合病院には、早くそういう回線ができないものかお伺いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） 光ファイバーの設置ができないかという質問でございますけれども、議員の御指摘と同じ認識でございまして、先ほど申し上げましたとおり、県下14市の中で、本市だけが未提供地域でございますので、話にありました企業誘致とか若者の定住促進、こういったものの障害の一つにもなっているという状況でございますので、情報格差を一刻も早く是正させないといけないということにつきましては、特に、経済発展のためには必要なことだと思っております。

平成22年10月に、地域情報化に関する住民アンケートをとったわけですが、その際にも、市民の約6割が光ファイバーの利用を希望しておられました。それと、市に対して望むこととして、インターネット回線の高速化という声が非常に多くを占めた結果となっております。

ですので、市としては、基本的には、加入者系光ファイバー網の整備につきましては、まずは電気通信事業者の責任のもとで整備するというのが原則でございますけれども、それがなかなか進まないという状況でございますので、まずは電気通信事業者に対して整備の要望を粘り強くやりたいと思います。それとあわせて、整備が進まない場合は、国が今光の道構想という構想を掲げておまして、情報通信利用環境整備推進交付金という交付金もございまして、それと、過疎債などもございまして、そういったものも活用しながら、早期の整備が実現できるように何とか検討を進めていきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 確かに、民間の方とか一市民の方々も光ファイバーの設置を願っておられますけれども、先ほど言いましたとおり、上天草総合病院にこれがないのにはちょっと私もびっくりしました。先生方は、MRIとかいい機械を入れられて、そういうデータを熊大とかどこかの先生とやりとりする場合も、多分相当な時間がかかるんです。今の時代、スピード化の時代なんです。場合によっては、その人の命が落ちるかもしれない、判断ミスが起こって落ちるかもしれない、そういう可能性があるわけですから、公共性のあるものでできないの

かなと私は思うんです。せつかく、龍ヶ岳の支所まではいろいろなのが来ているわけですから、最低でも病院だけには早くこれができないものか執行部のほうで練り上げていただきたい思います。

それと、課長は総務省から来ておられますけれども、上天草市におきまして、この光ファイバーの設置について今までにどんな取り組みがあったのかわかったら教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） これまでの検討状況ということでございますけれども、まず、加入者系光ファイバー、それと、公共施設間のネットワーク、これは自設のものではございませんので、整備されていないということでございますので、今後こういった形で整備をしていくかということで検討はしております。

こういった形でしたかといいますと、平成21年度に、財団法人全国地域情報化推進協会、略してAPPLICとっておりますけれども、APPLICのワーキングの中で、地域公共ネットワークモデル報告書というのを策定しております。これは報道発表もしております、平成22年5月に公表しております。

この報告書はどういったものかということでございますが、公共サービスの拡充を図るために、自設の光ファイバーによる地域公共ネットワークと、例えば図書館情報とか防災情報といった公共アプリケーションの整備とあわせて、御指摘の加入者系の光ファイバーも段階的に整備をすることによりまして、市民が行政、防災、観光などあらゆる情報を入手できるように環境の整備を図ろうというものでございます。

ただ、議員も御承知かと思えますけれども、これらの整備を全地域すべて市で行うということになりますと、総額が十数億かかるわけでございますが、そういったことで、具体的な整備の時期は明示しておりません。報告書の中には、今後の市の財政状況を見ながら、平成23年度以降の整備を目標に収容の準備を進めるということでまとめておりまして、これまで検討はしておりますけれども、なかなか財政的な事情もございまして、それと、市全域をすべて網羅できるかということもありますし、あるいは一部の地域だけを先行してやるということの整理も必要でございますので、その辺を整理した上で、検討に移ればと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 今、課長が言いましたとおり、全部を網羅しますと、確かに十何億かかるということは私もお聞きしております。この上天草市におきましては、もしした場合、今加入者が一番多い大矢野がまず先行されるだろうと。それはそれでいいじゃないですかと。まず、大矢野をすることによって、次は松島じゃないですかと。そういう形で、段階的に置いていかないと、まず、しかからないと先へ進まないわけです。NTTの熊本県の営業の方が言われたのは、私たちも伝えてはいるんですよ。皆さんの声を聞いてます、おたくの市長さんからも声は聞いておりますと。しかしながら、本社決裁になると、どうしても人口が少ない、費

用対効果がないということで、どうしても却下になると。しかしながら、自治体の思い、熱意を常にやっていかないと上層部に伝わらないということでございましたので、ぜひともこれは実現化に向けて予算等も考えていただきたいと思います。

私もお聞きしたところ、大矢野地区をする場合においても数億かかるということでございますので、財政的な面から、恐らく国とか県とかの絡みもあると思いますので、そういうところでどういう方法があるか、わかっている範囲でよかったら教えていただけませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（村上 理一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、加入者系光ファイバーの整備につきましては、基本的には電気通信事業者によって整備されるものでございますけれども、御承知のとおり、採算性の問題からなかなか整備が進まないということでございますので、そういった場合には、国や地方公共団体として、地理的条件による情報格差を是正するという観点から、事業者を側面的な立場で支援することが必要ではないかと思っております。

さらに、光ファイバーのような超高速ブロードバンド環境整備につきましては、昨年5月に、内閣府のIT戦略本部におきまして、新たな情報通信技術戦略というのを出しておりますけれども、この中で、2015年ごろをめどに光の道を完成させ、地域の活性化を実現するというのを盛り込まれております。ということは、国を挙げて強力で推進していくという施策の一つだと認識しております。繰り返しになりますけれども、民間主導で進まない状況下にあるのは、まずは要望活動をしますけれども、さらにこのまま進まないということであれば、国の交付金あるいは起債といったものを最大限に活用して推進をしていきたいと思っております。

それと、先ほど議員が御指摘ございました上天草総合病院でございますけれども、誤解があるとまずいので、補足させていただきますと、光ファイバーは加入者系の光ファイバーと公共施設間の光ファイバーがございますが、公共施設間のネットワークにつきましては上天草総合病院もつないでおります。ただ、公共施設間のネットワークから先、例えば熊本大学等とのやりとりをする場合には、私どもの加入者系光ファイバー網が整備されていませんので、そこから先が行かないということなんです。ですから、上天草総合病院と我々の基幹系、情報系のやりとりについては光ファイバー網が整備されているけれども、それから先はまだ未整備だということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 確かに、財源が大変乏しい我が市におきましては、整備するのは非常に困難な点もありますけれども、私が一番言いたいのは、本当に何回も言いますが、田舎だからといって情報難民になってはいけないんですよ。都会の人はいろいろな情報が素早くとれて、田舎の島とか小さな自治体に住んでいる人はそういう情報が共有できないというのは、これほど国民をばかにしているなど、市民をばかにしているなどという思いがあって、きよ

うの光ファイバーの設置について言っております。

また、先ほど課長も言いましたとおり、これは教育とか、防災もですが、湯島の人でもこれさえあれば、湯島にいても十分な教育ができる環境にあるわけです。また、防災で、この大矢野庁舎にいて、いつもつかるところの知十のところとか、そこの大矢野ガソリンスタンドのところとか、ああいういつもつかるところにカメラを設置しておいて、そこに一括集中していろいろな情報が流せたりとか、そういういろいろなことも素早くできるわけです。結局、それが市民サービスにつながっていくわけです。

だから、お金はかかると言いますが、今、課長が申しましたとおり、国とか県とか、そういうところをどうか探っていただいて、課長は特に総務省の経験もあられますので、そういうところから情報をいただいて、ぜひこれを急務にさせていただきたい。これは、もう時代の流れで、市長が目指す1次産業の加工品を中国に送るとかということも、こういうことができないと簡単にはいかないんです。

だから、すべての面におきまして、光ファイバーの設置は必要になってきます。うちの市だけがないというのが、本当に情けないです。これには本当腹立たしい思いがあります。どうか、課長を含め執行部の皆さん、設置について頑張ってくださいと思います。

ここで、光ファイバーのほうは終わります。

次に、私が立つと防災ばかりだなと言われるぐらい防災はくどくくどく毎回毎回言っております。特に、9月1日といいますのは防災の日ということで、全国的に放送もされますし、皆さんも多分見ていらっしゃると思いますが、9月1日に熊日の方が防災に備えてということで、何ページもたくさんの記事を載せていらっしゃる。それほど、今年は特に東北の震災がありまして、非常に皆さんの関心もある中で、9月1日という防災の日を迎えたわけでございます。

市長にとりましては、もうわかっているよと言いたいでしょうけれども、防災の日ということで市長より一言お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 防災の日については、大正12年9月1日に関東大震災が発生したのを教訓といたしまして、制定されたということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） もう終わったんですか。もうちょっと防災について何か答えてください。それは私もわかっていますので、もうちょっと添えてもよかったのではないかと思いますけれども。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今回の東日本大震災を契機といたしまして、想定外の出来事が起こってしまったわけでありまして。そういったことで、各自治体ともこれまでの防災の基準を数段階上に引き上げております。私どもも今その作業に邁進しておりまして、防災会議の設置を新たに検討して、その中でも、今回の東日本大震災クラスの規模を想定した防災計画の練り直しと

いうことをやっておるところでございます。現在、計画作成途上でありまして、来年の今ごろにははっきりした姿が見えてくると思いますけれども、今回の東日本大震災はまだまだ続く可能性がありますので、南海あるいは東南海こら辺も非常に危険だということを聞いております。

私どもも、大震災に限らず、台風災害もあり得るところでございますから、より気を引き締めていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） ありがとうございます。

今、市長が言われましたとおり、1923年の大正12年に起きた関東大震災を教訓として、忘れないためにもということで、1960年、昭和35年に制定されたものであります。私が言うまでもなく、この関東大震災は本当に大きな災害でありまして、死者が10万5,000人ぐらい、被災者が190万人、全壊10万9,000棟、全焼21万2,000棟、また、津波被害については、房総半島付近におきまして10メートル以上の津波が来たという大災害であったようでございます。そこで、今回の議会冒頭だったですか、8月4日に防災会議が行われたという発表がありましたけれども、その内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 6月議会において、防災計画の見直しをということで発言し、今回、その防災会議の見直しに当たり、防災会議検討委員会を実施しているところでございます。

今般の東日本大震災のような大災害に対応できるよう、特に、津波を想定した市民への避難勧告等の情報伝達体制や避難勧告等の発令基準の策定、津波ハザードマップの策定等について、現在の地域防災計画に盛り込まれていない項目を論議して、その結果を地域防災計画に反映させるために、8月4日に上天草市地域防災計画策定検討委員会を設置したところであります。

その防災計画会議のメンバーとしましては、熊本大学大学院の松田教授のほか、熊本地方気象台、熊本海上保安部、陸上自衛隊、上天草警察署などの防災関係機関に加え、市役所各部の防災担当職員による合計16名であります。役職は、各分野から防災業務に携わる専門官クラスということで、就任していただいているところでございます。

8月4日の協議事項は、東日本大震災の概況整理、国、県の地震・津波対策に関する取り組み動向の整理、避難予定所の概況と見直しの3点であり、この内避難予定所については、市内41カ所の避難所の内、26カ所が海岸から1キロ以内、かつ標高10メートル以内であり、大津波が発生した場合には大部分が被災するという状況から、比較的高台に位置する避難箇所5カ所を追加する旨の協議を行ったところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） この前、私が質問したときに、熊本県の防災計画を見届けてというこ

とでございました。

それ以外に、県のほうにどういう情報が来ているのか、また、この防災計画はいつごろ完成する予定なのかお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） この検討委員会においては、地域防災計画の見直し作業について、今すぐにでも起こり得る災害に備えて早急に検討、見直しを進める必要があるものと、中央防災会議や、国や県の基本的な考え方や検証結果をもとに、これらを踏まえた見直しが必要になるものがあるため、この二つを区分した上で、まず本市独自に見直すべきものを優先とし、審議を進め、10月から11月ごろをめどに中間取りまとめを行い、防災会議に提案の上、地域防災計画等に反映予定でございます。

防災計画はいつごろかということでございますが、今、第2回目の検討委員会を済ませておりまして、今後、月1回ペースで検討委員会を開催しまして、来年の5月ごろに最終取りまとめを行う予定であります。最終的な地域防災計画の反映は、来年5月以降となる予定でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） この防災につきまして、先ほどのこの新聞に書いてあった中から自分なりに抜粋したんですが、防災計画の各地の見直しというところがありました。そこで、天草市におきましては、天草五橋不通の事態に備え、代替輸送ルートの検討ということが書いてありました。上天草市におきましては、前、部長が申しましたとおり、学識者、海上保安庁、自衛隊、熊本気象台などによる地域防災計画策定検討委員会を設置するということが書いてありました。天草市が、天草五橋不通の事態に備えと書いたこの一言をうちも入れてほしかったなと。現に、上天草市の中にある天草五橋、これを天草市が言うてうちが言っていないというのはいかなものかと、自分的には残念な思いでありました。まあ、上天草市が抱える地域防災の設置も大変必要なことでございますので。

いつも言っていますけれども、この市は橋でつながれた市でありますので、そのところをもう少し認識を持っていただきたいなと私は思います。今度、松島庁舎におきましても建設するという事は、一つはそれがあつたのではないかと思いますので、そういうところをもう少し認識を持って、言葉に出していただければ、皆さんも関心を持たれたのではないかと思います。

私は、いつも自主防災を言ってきました。その中で、この新聞の中に火の国ぼうさい塾、地域の防災リーダー育成という記事が載っておりましたので、そこの担当のところに電話をいたしましたところ、来年2月下旬ぐらいに県下で100名ほど募集いたしまして、3日か4日かぐらいでみっちりリーダー研修をする予定であるということをお聞きしましたものですから、これにはぜひとも上天草市のほうもまた情報をとられて、リーダー研修の募集をしていただいて、たくさんの方が防災リーダー研修に行ってください。もちろん、私も行きたいと思っております。グループ学習的なこともいろいろあるだろうし、いろいろな人の声を聞く、いろいろな知識

を入れることによって、すべてを網羅することは難しいと思いますけれども、一つ一つを検証して、自分の市にあったやり方をしていかなければいけないのではないかと思いますので、今言っております。

また、もう一つ書いてあったのが、東日本大震災では職員の被災で行政機能が維持できない事例が発生したと。そのために、救助活動や情報収集などに当たるには、防災担当職員を補完する要員確保の重要性が指摘されていると。私も東日本に行ってきましたけれども、確かに役場自体が津波にあって職員がいないところは、どうしても遅れているような感じがいたしました。本当に悲しいことですが、こういうことを指摘されております。

また、地域防災計画では、震度6弱以上の地震発生時には職員全員が登庁、また、防災担当の幹部職員は本庁から3キロメートル以内に住むことが義務ということで、これは県庁のほうですけども、こういうことがうたわれております。また、ほかの県におきましては、補完要員としては、佐賀県では本庁から2キロメートル以内に住む211人を確保する、鹿児島県におきましては、30分以内の60人を確保する、宮崎県におきましては、3キロメートル以内、徒歩40分以内に20人を確保するという具体的な数字を上げまして、取り組んでいらっしゃいます。これをそのままうちの市にということにはならないかと思いますが、このように明確な数字をもってあらわすことが皆さんの意識向上になるのではないかと思います。ぜひとも、防災計画の中では、こういうことを明示していただきたいと思います。

また、熊本県におきましては、補完要員の確保や参集訓練の実施などを含め、体制の見直しを検討するということを担当の方が言っていました。これは、9月1日付のこの新聞の中に書いてあります。表紙には、天草の大水害の写真も載っております。ぜひともこういうものは保存していただいて、また、自分の家庭で時間があるときに、皆さんで家庭の中で、津波が来るか来ないかはわかりませんが、台風、大雨、水害等が起こる可能性は十分ありますので、そういうときの避難場所、避難経路、それから避難する場合に持っていくグッズとか、そういうことをそれぞれ家庭の中で話をしていただきたい。そうすることによって、最小限の災害で防げるのではないかと考えております。

今、申しましたとおり、防災、防災と言っておりますが、近年は減災という言葉が頻繁に使われてくるようになりました。この減災という言葉について、一言お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 減災ということでございます。減災という言葉は、2008年に、阪神淡路大震災から生まれた概念ということで、私もインターネットで調べたことですが、今回、6月25日に答申された復興構想会議の復興の提言の中で、大震災の発生を前提として、災害の最小化を図るための理念ということで示されていると思います。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） そうですね。私は、防災もですけども、このごろ縁があって、減災ということにつきまして勉強する機会をいただきました。先月も熊大のほうに行きまして、

先生方との話し合いに行ってきました。防災と言いましても、非常に幅広く、もちろん減災も広いんですけども、一つの考え方は、私たちがどう災害に対して防御しても防ぎ切れない。今までも、公共工事並びにいろいろなことを投資してきましたけれども、これで災害をゼロにすることはできないことが明白になってきたわけです。

それでは、どうしたらいいのかと。起こるものは起こるんですから、それを怖がらず、起こった場合に、最小限の被害に抑える。それには何かと。教育しかないんです。教育と訓練です。先ほども申しましたとおり、今まではハード面というか、防波堤とか波消しとかいろいろやってきましたけれども、それが全然だめというわけではなくて、それも必要なんです。それも必要なんですけれども、今後、国自体の財源も乏しい中で、災害を最小限に防ぐためには、もうあとは少ない予算でできる教育、それと訓練しかないと私も思っております。そういう中で、私も大変いい機会を設けさせていただきました。いろいろな先生方と話し合うことによって、私の知らないこともたくさんありますし、ある先生は、防災とは、いつもいつも防災防災と考えていても人間が疲れます。防災も楽しんで考えるような余裕を持っていかなければいけないということをおられました。

その中で、質問に上げておりますけれども、防災の教育です。いろいろ調べてみたんですけども、皆さんも知っておられると思いますが、安政元年、1854年ですが、稲むらの火というものがあります。これは、安政の時代に地震が起きまして、そのときに津波が来るということを、しょうゆ屋さんの濱口さんと言われる方が、今の時期で、こっちはもう終わっていますけど、稲を刈ったものをかけておるじゃないですか。かけ干しですね。住民の皆さんが祭りに浮かれているものですから、津波といっても聞こえないわけです。だから、そのかけ干している稲にたいまつで火をつけたわけです。火をつけたことによって、何だ、燃えているぞと。しょうゆ屋さんの家が燃えているということで皆さんがびっくりして、山の上のほうに逃げたことによって住民を救ったというお話がっております。これは、年配の方は知っていらっしゃるかもしれませんが、昭和12年から昭和22年までの間、本の中に入っていたということでございます。これは、非常に当時の小学生たちが胸を打ち、深い感動と鮮やかな印象を心に築いたと。

私は、こういうことが大事だと思いますので、教育の中にこういった減災といいますか、未然に防ぐため、最小限に防ぐための教育が絶対必要だと思いますけれども、教育部長さん、どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 先月の8月5日に、NPO法人子ども夢工房主催の第1回減災教育セミナーがアロマで開催されました。市の教育委員会としても、趣旨に賛同し、後援をしたところでございます。減災教育の意義、また減災教育に関する模擬授業の講座や、減災教育の目指すこと、次に質問者である田中議員による東日本大震災と地域防災についての講演がありました。受講した教員や市役所職員、また市民の方たちからも称賛の声が多く聞かれ、大変有意義なセミナーであったと聞いております。また、受講者の中にも、田中議員と同じように、

防災、減災教育について、教育現場での活用を推奨する意見もあったようでございます。

本質問は、時宜を得た提案であり、教育委員会としても、指導者の養成等も含め、今後、方法を探ってまいります。

先ほど申されました訓練につきましても、現在の訓練は、どちらかといいますと火災の場合の避難訓練が主になっております。その辺の訓練等の見直しも、今後、重ねてまいらなければならない時期ではないかと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 私も、東日本大震災に行った後、3町の小中学校のほうにずっと資料を持って回りました。そこで、校長先生なり教頭先生あたりとお話しさせていただきましたけれども、先生が言われた中に、学校の訓練は校長先生がいて、教頭先生がいて、ほかの先生がいらっしやいます。先生の言うとおりにしても、今は意味がないんですと。校長先生がいない場合もある、教頭先生がいない場合もある、場合によっては担任の先生もいない場合がある、そういう場合に、子どもたちがどう考えるか、そこを教育していく。今度の震災におきましても、運動場に寄せたことによって、時間を費やしたために逃げおくれで亡くなった子どもたちがいます。何も言わずに、そのまま山に逃げると逃げたところの子どもさんは助かっております。

ということですから、確かに教育というのは教えることも大事ですけれども、一人一人が考えることを教える。場合によっては、学校にいない場合も多いわけです。子どもたちだけで遊んでいる場合も多いわけです。そういうとき、子どもたちがどう考えるかですよ。だから、小学校でいいますと、高学年の子どもが低学年の子どもをその中で教育していく。そういう、考えるということ訓練、教育することが大事だと言われておりました。なるほどと私も思いました。そういうことを先生方が一人一人考えていただくことによって、教育はできるわけです。

何回も言いますがけれども、災害といっても津波ばかりではないわけです。台風ばかりではないわけです。災害というのは、多数あります。その中の判断ですから、非常に難しい判断を強いられるわけですがけれども、生きるか死ぬかの瀬戸際はそこなんです。そこで、どういう行動をとったか、判断をしたかによって、変わってくるわけです。だから、今からは、私たちも、ここにいて地震が起きたらどうするのか、常にどこかに意識がないと、慌てるばかりで逃げることもできないかもしれない。ですから、そういうことが教育だし、訓練だと私は思います。

特に、今度できます龍ヶ岳小学校におきましては、避難経路をちゃんとお願いします。建物は新しいので倒れません。しかしながら、その建物から山のほうへ逃げる、今はトンネルができております。そちらに逃げる経路をちゃんとしてください。そうしないと、いざ下に逃げても、水害で水がいっぱいであれば、子どもたちはどうもできないわけです。屋上に逃げて、屋上から逃げる道があればそこから逃げることもできるかもしれません。

今からはいろいろな建物が出てきますけれども、建物を建てるだけではなく、そういうことも含んだところの設計をして、環境をつくっていただきたい。

今、東日本大震災があった後ですので、本当に皆さん関心を持っていらっしゃると思います。ぜひとも皆さん、少しの時間でいいですから考えてみてください。考えても思うようにいかないのが人間です。しかしながら、考えないよりは考えたほうがましです。私は、今までの経験の中でそう思います。また、学者の方々も、訓練に勝るものはないと言われていた人もいらっしゃいますので、そういうところをどうか皆さんに認識していただきたい。

最後になりますが、上天草市におきましても、非常に貴重な人材を東日本のほうに派遣されていらっしゃいます。そういう人たちが、自分の家族もいる中で、本当につらいところに行って仕事をしてきております。いい経験、勉強をされた職員さんが帰ってこられたときの対応とか体験談について、どういう扱いをされていらっしゃるのか、また、そういう人の声を、市の職員とか市民に対してどういうことをされていらっしゃるのか、また、今からされる予定があるのか、お伺いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 東日本大震災のほうに、人的支援ということで、現在の段階で職員を11名派遣しておりますし、9月17日からはあと1名を派遣予定でございます。今まで派遣した職員について、第1回の人的派遣をしたのが連休前でございます。ばたばたというところで、5月中旬ごろに、派遣終了者と今後派遣される3名の方、あわせて、各対象職員と部課長を寄せたところで、派遣した職員からの報告と、今後行く人の抱負というところを、時間は少なかったですけども、説明していただいたところでございます。

貴重な体験をした職員でございますので、今年の6月号の広報紙に2名の方の体験談を記載しておりますが、機会があれば、派遣した職員から市民の方にも報告会等をできればなと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 貴重な経験をされた職員さんは、本当に大切な財産だと思います。聞くところによりますと、職員さんの中では、行ってくれと言ったときに、家族会議をしましたら、あんな危ないところには行かないでくれと奥様から言われましたので、断りましたという話も聞いたような気がします。確かに、危険なところには行くかもしれませんが、1年、2年というわけではございません。何でも経験することに勝ることはございませんので、行かれる人も選ばれるわけでしょうから、職員の皆さん方も勇気を持って、皆さんのためになるんだという大きな気持ちで行っていただければ、本当に自分のためになります。これはもう、テレビとかを見る感覚とは違います。実際、船が上がっている、家が全然ないと。議員さんの中でもたくさんの方が行っていらっしゃいますけれども、行ったらわかります。自然のすごさ、恐ろしさを感じるだけでも、十分価値があるのではないかと思います。特に、うちは東松島市のほうに行っているということですが、ここは松島町の時代も交流があったところだと私も認識しておりますので、どうか職員の皆さんも、指令があったら行って頑張っ

ていただきたいと思えます。

時間も残りかもしれませんが、防災防災と私も言いますが、ぜひとも皆さん一人一人が認識していただいて、何かの会議があったときには、そういうことを出して皆さんで考えていただくことが、家族を守り、地域を守り、日本を守るということになるかと思えますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

田中辰夫、これで終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で3番、田中辰夫君の一般質問が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

2番、何川雅彦君。

○2番（何川 雅彦君） 2番、会派あまくさ、何川雅彦。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、持ち時間の範囲内で一般質問を行います。

反問権が試験的に行われるということですが、先ほどの午前中の田中万里議員と同じく私もオーケーですので、ひとつよろしくお願ひします。

では、早速入っていきます。

まず、1番、熊本天草観光列車への取り組みについてであります。先般、6月定例会におきまして、10月8日より熊本―三角間の運行を開始する観光特急列車について質問をいたしました。そのときは、総務企画部長から魅力的な観光施設の充実も必要であるが、来訪された観光客が本市の観光施設をめぐる際に、不便を来さないような移動手段の構築、受け入れ態勢を強化することが重要だとの御認識をいただき、また、さらなる観光客の誘致に努めるとともに、案内所設置など、受け入れ態勢強化を検討していきたいとの答弁をいただきました。また、私は前回、鹿児島県指宿の事例を挙げましたが、同じ新幹線のルートであっても、熊本県と鹿児島県の観光地としての意味合いは違ってしかるべきであり、指宿の事例をそのまま天草に当てはめることが適切なかはわからない。しかし、こういったJR九州の発想に答えるには、我々も同じ視点、自分たちが考えて楽しくなる発想こそが集客のかぎであり、人々を楽しませるに値するものであると述べました。そして、全国の自治体、今、地域間競争の時代であり、全国で1,700以上の地方自治体がある中で、世間の人々に対し話題を提供しようと思えば、このような企画との相乗効果で上天草の名前を売っていくのが大事ではないでしょうかというところで質問を締めくくっております。

今回、専決処分の承認も含め、この件に関する予算を組まれましたが、改めて来月の開通を前にして、簡潔でよろしいですので、上天草市の取り組み状況についての答弁を求めたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 経済振興部の中では、今回、観光特急A列車で行こうという運行を開設することで、旅行業者等の送客先と本市を含めた天草への注目度が大幅に高まっていることは事実であります。議員も御承知のとおりでございますけれども、JRグループ6社のデスティネーションキャンペーンとの相乗効果が期待できるということでございますので、このA列車で行こうを機会に、上天草の観光と食について、情報や魅力を発信する必要があると認識していることでございますので、この機会をチャンスととらえて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） 今回、この列車開通にあわせまして、三角駅も改修工事が進められております。駅舎前の展望デッキを撤去し、約5,000万円をかけて、この企画のトータルコンセプトであります16世紀の南蛮文化、古き良き天草のイメージに仕立てるということであります。また、従来JR三角線と呼んでいた名称も、新たな駅名の公募があり、1カ月で6,580件の応募がなされた中から、選考委員に、天草出身の脚本家小山薫堂さんや、熊本を代表するキャラクターのくまモンも参加しての選考会で、あまくさみすみ線に決定いたしました。これは、漢字ではなくてひらがなであまくさみすみと愛称をつけたことに関しては、九州に初めていらっしゃる方にも、親しみやすくわかりやすいようにと選考会で決定したようであります。

先ほど、経済振興部長から答弁がありましたように、市としてもかなり力を入れて、この企画をどうにか本市観光浮揚の起爆剤にとの意思が伝わってまいります。今回の一連の企画というのは、従来の天草観光のアプローチのスタイルからは少し違う視点であると思っております。その分、効果の予測をはかれない部分は当然あると思っております。しかしながら、それがはまったときの果実というか、見返りというか、それははかり知れなく大きいものになるのではないかと期待もするわけであります。

今回、この観光列車の開通を持って、平成16年の新幹線部分開業時からJR九州が投入してきてまいりましたはやとの風、いさぶろう・しんぺい、SL人吉、海幸山幸、指宿のたまた箱、あそBOYといった、新幹線と連携した観光列車網が完成いたします。何をやるかよりも、だれと組むかという言葉をよく聞きますけれども、今回、JR九州が天草にターゲットを向けてきたと。川端市長におきましても、2期目の初年度でこのようなひとつのチャンスが訪れたということに対しては、力の入れようもまた違うわけであると思っております。

今回の上天草市の受け入れ、また、それに対する市のトップとしての意気込みというか、来訪された観光客の方々にどういうところを感じていただきたいかというものがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 観光については、皆様方からどうにかしていきなさいという思いをか

なり伝えていただいております。そういった中で、どういう政策を展開するか、ここ数年にわたりいろいろと考えてきたところがございます。そして、上天草市が置かれている状況も分析してまいりました。端的に言いまして、天草という地域が知れ渡っておりません。全国の方々にお聞きしましても、天草はどこにあるのかと。そして、非常に遠いというイメージを持たれています。つまり、天草というもののPRが非常に足りないということに結論づけられると思っております。

ですから、我々がまずすべきなのは、天草、上天草のPRをしっかりとやっていき、それは熊本県にとどまることなく、全国的な展開をしていくべきだろうということです。

そして、二つ目に、天草に対するイメージづくりをしなければいけない。大体こういうところですよということを伝えていかなければいけないと思っております。

そういうことをしつつ、当上天草市においても、魅力ある観光のプログラムを幾度もつくっていくという作業が必要ではないかと思えます。食であったり、あるいはマリンスポーツとか、あるいは何らかのアクティビティであったり、いろいろな観光プログラムをつくっていく、そういう一連の作業をしていかないと、観光は成功しないと思っております。

そういった中で、幸いながら、JR九州の新しい取り組みといたしまして観光列車がスタートいたします。これは非常に大きなタイミングだと思いますし、これを逃して、果たして次に観光の浮揚のきっかけをつくれるのかということをご心配しております。ここを逃したらもうほかにならぬということをご考えておりますので、どうか今回の観光列車を契機に、観光の振興、立て直しに入りたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） 九州新幹線もことしの3月に開業いたしまして、半年以上が過ぎました。時間がたつにつれ、熊本県への波及効果も明らかになってきております。当初懸念されておりました福岡都市圏内へのストロー現象も、今のところ目立った影響はございませんし、地域流通経済研究所の試算によりますと、熊本観光への波及効果を年間220億円だと見込んでおります。そして、その見解として、熊本経済に恩恵をもたらしていると分析しております。ただ、これが県内全域に対して波及しているかという効果については、まだこれからの段階であり、熊本県におきましても、関東、関西への情報発信をもっと強化したいとの考えであり、新幹線による九州の強固な縦軸を十分生かしながら、天草の魅力を、このチャンスを機に、一過性で終わることなく発信していければと期待を申しまして、この質問を終わります。

では、次に、行政情報の可視化についてということで質問いたします。

前の質問で、情報発信の強化ということがありましたけれども、昨今、インターネットを使った情報発信のあり方が急速に変化しております。これは、以前より国を上げてIT化というものは進められてまいりましたし、上天草市におきましても、川端市政1期目の公約として、情報格差、デジタルデバイドの解消を掲げられまして、市内全域のブロードバンド化を完了いたしました。

私の感覚では、インターネットが急速に発達いたしましたのは、1995年のWindows 95の発表以来であると思います。そのころ、アルビン・トフラーというアメリカの未来学者が、第3の波ということについて語っているのをテレビで拝見いたしました。簡単に言いますと、このアルビン・トフラーの言う第3の波とは、それまでの第2の波である大量消費型社会から情報化社会への変化であり、この著書は今から30年前、1980年に上梓されました。

身近な例を一つ挙げますと、コミュニケーション手段の変化であり、20世紀末に携帯電話が急速に我々の間に浸透して、時間と場所を問わず連絡をとれる手段となりました。また、電子メールは、封筒に切手を張ってポストに放り込むといった煩わしさを取り除いたといったところがあります。先日も、私ども議会基本条例研修の折、千葉県流山市議会で採決にスマートフォンを導入したという事例が紹介されておりました。採決にスマートフォンを導入して、使い方に困って、説明に時間がかかって、採決に時間がかかったという話をされていましたが、このスマートフォンにしましても、莫大な情報がコンパクトに得られまして、多くの機能が使えるということで、昨年ぐらいから急激にシェアを拡大しております。

今言ったようなデジタル革命が、人間によくも悪くも変化を与えている、影響を与えているのは確かなことでもあります。ビートたけしさんの言葉をかりて、デジタル化のマイナス面を一言で表現するならば、人間の英知を結集させて、人間の脳みそを退化させる道具を発明しているという、物すごいパラドックス、逆説ですけれども、が生じているということでもあります。

それを踏まえた上で、ここでは主に肯定的な側面に立って質問をしますが、ここ数年、ネットワークの双方向化が進んでまいりました。その最たるものがソーシャルネットワークであります。先般の大震災の際に、千葉市長が、ツイッターというものがありますけれども、これに122回災害情報などを書き込み、市民からは、それまで閲覧者が2,000人だったのが、2万人になるほど支持を受けました。その理由としまして、震災直後の混乱時に、一番信頼度が高い市長からのメッセージが、どれだけ市民に安心感を与えたかというものであります。反面、一部の議員からはやり過ぎだとも苦言を呈され、話題になったことがあります。私は、これをすべて是とするものでもありませんけれども、情報伝達の早さにおいては、有効なツールであることは間違いありませんし、緊急時や災害時の情報共有には威力を発揮するものであると思います。

今回、行政情報の可視化ということで質問いたしますが、現在、市では広報紙を主とする紙媒体、そしてホームページを主とするネット上での情報の提供がございます。また、市議会でも、昨年より議会広報を発行してございます。現在、上天草市において、ホームページに使う予算、アクセス数、担当職員の数、また、どのような年齢層が、広報とホームページの閲覧のすみ分けといえますか、情報を得ているという一つの見解を求めたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 行政情報の可視化ということでございます。ただいまの御質問は、ホームページにかかる経費、人員数とアクセス数、年齢層と広報とホームページのすみ分けということで御質問いただいたかと思っております。

市ホームページ関連の経費としましては、サーバ等、保守に要する経費が37万5,000円、これは23年度の予算であります。ホームページの内容については、職員自身がコンテンツ作成や管理を行っていることから、更新経費は発生せず、ホームページのコンテンツを管理するシステムは、平成20年に職員みずからがプローンという無償で使えるシステムを導入したため、開発費、導入費ともに経費は発生していないところでございます。

また、ホームページは市長公室が全体を取りまとめており、専任としては広報担当を1名配置していますが、今年度は広報紙とあわせて内容の充実を図るため、緊急雇用創出基金事業を活用して、臨時職員1名を配置したところであります。

アクセス数は、トップページビューで、平成21年度は20万5,730件ありました。平成22年度は19万9,228件であり、アクセス数がやや減少しているのは、観光関係のコンテンツがあまくさ四郎観光協会のサイトに移行したことが考えられるとされているところでございます。

それから、広報紙とホームページのすみ分けでございますが、どちらも幅広い年齢層を対象としており、基本的な考え方は見やすさ、使いやすさを心がけており、その上で、広報紙はだれにでも読みやすいように文字の大きさについて配慮し、ホームページは、速報性の高い情報や、情報量の多い事項を詳しく掲載するなど、それぞれの媒体の特性に応じた情報発信に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） ホームページが年間20万のアクセス数ということで、外部の人が上天草市を知ろうと思えば、まずこの市役所のホームページに入ると思います。また、市民の方々も行政情報を得ようと思えば、ホームページ並びに広報から情報を得るということであります。

今回、行政情報の可視化ということで質問しておりますけれども、今、ネットワークの双方向化が進んでおります。その最たるものが、ソーシャルネットワークシステムであると申しましたけれども、このシステムを行政情報の発信に活用し、また一歩進んで、市民からの意見を迅速に取り入れようとする試みを行っている自治体がございます。それが、佐賀県武雄市でありまして、既に8月1日から市のホームページはソーシャルネットワークシステムであり、世界で5億人が利用しているFacebookに完全移行しております。

8月27日付の産経新聞の記事を引用して述べますと、佐賀県武雄市は8月から公式ホームページを交流サイトFacebookに移行し、従来のホームページを閉鎖した。Facebookへの完全移行は、自治体で初である。アクセス数は、移行後3週間で約24万件に達し、福井市や福岡市から行政視察が相次ぐなど注目度も高い。ホームページよりも内容の更新が手軽であり、市民からの投稿も簡単にできるのが強みである。担当者は、問い合わせにも迅速に対応できると強調しております。この利用者は、原則実名でありまして、実名であることによって、匿名の中傷などが減る効

果も期待できまして、行政と市民の距離を近づける狙いもあると。担当者8人が、掲示板に行政情報や催しを写真つきで掲載。例えば、雷の影響か、信号機が停止しているところがありますなどと災害情報も随時更新し、閲覧者には情報が早くありがたいと好評である。反面、同市は人口約5万1,000人のうち、約25%が65歳以上である。ネットに無縁の高齢者が取り残される懸念もあります。市は、老人会への出前講座など市民に向けた講習会を開き、Facebook利用促進に取り組むという記事であります。

従来のホームページというのは、送り手からの情報提供が主でありました。また、細かい部分、どの部分の情報をどれだけ市民が見ているかというのは、なかなか解析が難しかったと思います。これに対しまして、今ある情報は支障を来さず、そのままサーバに残って閲覧でき、さらに無料の会員登録をすれば、誰でも意見や感想の書き込みが行えます。このFacebookは、原則顔出し、実名公開ですので、以前、ネットで話題になっておりました2ちゃんねるであるとか、ネット上で書き込みの炎上起きる可能性が少ない。市民が興味あるコンテンツには、アカウントすれば、その評価をいいねボタンであらわすことができるし、意見があれば書き込むこともできるということでもあります。

このFacebookというのは、今年に入ってソーシャルネットワークを原作にした映画が大ヒットしたり、また、今年前半のアラブでの民衆蜂起には、Facebookが重要な役割を果たしたと言われております。日本で広がり出したのは、今年に入ってからだと思っております。

こういうツールは、次々と変化して、問題を改善しながら進化していきます。ついこの間も、8月24日にプライバシーの設定改善を行ったばかりであります。このネットの利点でもあり、逆に怖いところは、不特定多数の方々が見るということでもあります。しかしながら、これを逆に活用して、上天草市の情報を外部に発信するという点においては、重要なツールであることは確かでありますし、先ほども述べましたように、行政と市民との距離を近づける可能性のあるツールでもあります。私は、こちらの可能性のほうが大きいと思います。

今回、先進地ということで武雄市の事例を上げましたけれども、移行に際しての費用は約60万円だったということでもあります。ぜひ、我が市でも、市役所並びに市民とのコミュニケーションの活性化のためにも、段階的導入を検討いただきたいと思います。いきなりこういうデジタルな話でなかなかわかりづらい質問でもあると思いますけれども、この件に関しては、情報発信の重要性も含めて、ぜひ御所見をいただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 何川議員におかれては、ソーシャルネットワークシステムとFacebook等の御理解があり、私も御質問を受けて勉強したところでございます。今回、ソーシャルネットワークシステムを代表するものとしまして、先ほど言われましたようにFacebookがあり、その他コミュニケーションツールとしてブログやツイッターなどが有名であります。こうしたツールを利用して、市民を初めとする利用者とのコミュニケーションは有用であり、本市でも今後の活用を検討しているところでございます。

しかしながら、このツールを単に設置、開設するだけでは、利用者の拡大や定着が図られず、有効な活用はできないものと考えております。行政側から積極的に情報発信し、利用者との双方向のコミュニケーションが成り立つよう、先ほど言われましたように、武雄市など他市の導入事例を参考に、十分な効果を発揮できるような体制や運用ルールの策定、さらには、ホームページへの組み込み方など、実現に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） これは、ネット関係の補足でございますけれども、9月1日からNHKラジオがネットで終日聞けるようになりました。これは、NHKのラジオ第1放送、そして語学学習等々の第2放送、そしてNHKFMすべてでございます。これは、考えてみましたら、テレビ以前に国民の娯楽であり、その情報源であったラジオが、何十年の時を経て、現在のインターネットと融合したものであり、アナログとデジタルが自然に融合したものであるといえます。クリック一つで手軽に、電波状況のよしあしを気にすることなく、例えば、AM、NHK第1放送のラジオ深夜便とか、FM放送でのN響演奏会とか、非常にクリアな音質で、生で聞くことができます。これは、以前FM放送をテープに録音していたエアチェックというものがあつたんですけれども、そういうものがまた復活するのではないかと考えております。

このように情報発信のあり方も、非常に身近なところで日々変化しているということを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、上天草市教育振興基本計画についてであります。

今回、この基本計画についてということで、主に教科書検定に関連した質問をしたいと思いません。

まず、ことし4月に上天草市教育振興基本計画が策定されました。その趣旨では、平成18年12月の教育基本法の改正、また、熊本県が策定したくまもと夢への架け橋プランの流れを組みつつ、本市が目指すべき教育の方向性を示し、推進するための計画であるということでもあります。

この計画のイメージには、上天草を愛する心を持った人、そして生きる力を持った人を育てることが大切であると明記されております。生きる力とは、変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体、これは知力・徳性・体力だと思えますけれども、これらのバランスのとれた人といった意味であるかと思えます。これから先、あまねくすべての子どもたちが、このような生きる力を着実に身につけ、大人へと育っていく、そのことは私たちすべての市民の一番の願いであるかと思えます。

ここでは、これに関連して本年度に実施された本市の教科書検定について質問いたします。

ことしは、来年度から使われる中学校の教科書が採択される年であり、平成18年に新しい教育基本法が制定されて、はじめての採択の年となります。今回、この教科書採択に関して、熊本県内の市町村議員による議員連盟の設立総会が開かれました。これは私も参加したんですけれども、この名称は、子どもたちに誇りと希望をつなぐ議員の会といいます。県内22の市と町の議

員計200名が名を連ねております。この中での決議事項といたしますのは、子どもたちが健全な教育を受けられる環境づくりの一翼を担うため、改正された教育基本法、学習指導要領の趣旨に沿った教科書の採択に向けて、最大限の努力をすることです。設立総会において、各教育委員会に要望書を提出してくれとのことでしたので、上天草市では、もうそのとき既に教科書採択というのは終わっていたんですけれども、後日、教育長に要望書を提出いたしました。

ここで答弁を求めますけれども、今年度の教科書選定の経緯について、答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 教育長。

○教育長（鬼塚 宗徳君） 教科書検定の経緯について、御説明申し上げます。

まず、中学校用教科書の採択につきましては、平成24年度使用教科書は、中学校用教科目録に登載されているものを採用しなければならないという規定がございます。平成24年度の小学校の教科書等については、23年度の同一の教科書を採択しなければならない。したがって、小学校は23年度の教科書を採択します。それから、中学校につきましては新たに採択を実施するわけですが、特にその中で、天草地区教科用図書採択協議会というのを設立いたしております。その規約の第1条に、協議会を設置すること、それから適正かつ公正な採択の確保を図ることを目的にいたしております。

そこで、幾つか、協議会とか、あるいは選定委員会とか、複雑多岐にわたりますので、御説明を申し上げたいと思っております。第2条の中に、協議会の設置が規定されております。その協議会の設置は、県下を13地区に分けておりまして、この天草地区は天草市、上天草市、苓北町を一つの単位として、同一歩調で採択をすることになっております。それから、協議会は、各市長、教育委員会の教育長をもって組織すると。したがって、教育長が代表であるということの定義でございます。第7条に、協議会に教科用図書選定委員会を置くこと。この教科用図書選定委員会の委員というのは、15人で構成されております。これには、小中学校の校長、それから教育に関する学識経験のある方、それから小中学校児童生徒の保護者を当てることとする。それから、第8条に教科書研究員、若干名とありますが、実際には教科によって、各教科に数名の選ばれた人々を研究員として置くということでございます。

こういう経過をもちまして、上天草市、天草市、苓北町の2市1町で、5月9日に第1回天草地区教科用図書採択協議会を開催いたしました。

次に、5月25日の第2回天草地区教科用図書採択協議会で、小中学校の校長、教育に関し学識経験を有する者、それから保護者による選定委員と、各教科の専門の教師による研究員を、2市1町からの推薦を受け、選出をいたしました。

次に、各地区で行った教科書展示会の際の意見書等についても考慮し、研究員、選定委員から、天草の子どもたちや地域の実態に応じた最もふさわしい教科用図書について、それぞれ3回にわたり調査、研究を実施してもらいました。その3回にわたるといっても、朝から夜までかかっております。逐一教科書全部を精査し、調査、研究をしていただきました。

次に、8月10日の第3回天草地区教科用図書採択協議会にて、審議の結果、次年度から使用する教科用図書について、答申として提出をいただきました。その後、答申についての説明、質疑、研究協議を行いまして、採択を決定したところでございます。

8月19日の教育委員会議において、答申について説明を詳しくいたしました。次年度使用の教科用図書を本市として採択したことでございます。この教科書につきましては、子どもの方向性、今後のあり方を決める大事な教科書でございます。慎重な上にも慎重を期して、決定をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

これは既に決まったことでありますので、それに対して私が何を言うこともないんですけども、教育長が言われたように、この教科書というのは非常に重要なことであり、子どもにとりまして最初に学ぶことばかりが記載されております。我々大人が読書をするのとは違いまして、例えば、白い画用紙に最初の色を入れるようなものであります。教科書によって算数を覚え、漢字を学んでいき、計算ができるようになり、本が読めるようになる。その人の基礎をもつくると言っているような、それほど重要なものであると思います。

今回、私ども議連の発足の趣旨といいますのは、我が国における歴史認識であります。改正教育法並びに学校教育基本法の規定を守っていかうではないかという趣旨でつくられました。しかしながら、歴史というのは、一面的ではなく難しいもので、どの国の立場に立って歴史を学ぶかということで、ずいぶん見解が変わってまいります。今回、発足した議連で検定合格となった教科書を検定すると、幾つかの問題点が浮かび上がってまいりました。

簡潔に述べますと、自衛隊に関して憲法違反であるという意見を強調するもの、また、拉致問題を解決すべき国民的課題とせず、人権問題等教えない教科書、また、竹島、尖閣諸島問題など、国家主権の侵害について正しく教えない教科書、日本人の勤勉の象徴であり、かつ道徳思想を唱えた二宮尊徳や勝海舟、高杉晋作、上杉鷹山、この人たちが出てこない教科書があると。その反面、余り私たちになじみのない外国の英雄が紹介されている教科書があるといったところが指摘されております。

私も、確かに、二宮尊徳について学校において学んだ記憶はございません。大人になって、自分から買い求めて読んだ岩波文庫の代表的日本人という本の中で紹介されていたのを読んだのが初めてだったと思います。この本は、敬けんなクリスチャンである内村鑑三が、当時、まだ明治で、開国して間もなくでしたので、欧米人に日本を知ってもらうがために、5人の代表的な日本人を選び、その挿話を紹介したものであります。西郷隆盛、上杉鷹山、二宮尊徳、中江藤樹、日蓮、この5人を紹介する中で、当時、日本を余り知らなかったであろう欧米人の日本人とはどういふものかという問いに見事に答えております。私は、この5人がどういう人かそれまで知らなかったのですが、このように大人になってわざわざ自分から欲して読まない、一生涯この人た

ちを知る機会はないということになります。特に、この本の中の中江藤樹という人は、本当に名前も知らなかったんですけれども、この本の中では親孝行の象徴のように書かれています。この中江藤樹の言葉に、父母の恩徳は天よりも高く、海よりも深しとございますけれども、私ども現代の人間、また、これからの人たちにぜひ読んでもらいたい1冊であると思います。

このように、歴史教科書一つとりましても、この選定には各論あると思いますけれども、歴史上の人物、この面だけとっても、取り上げるべき人を取り上げ、健全な歴史や国民意識を教える教科書が選ばれるべきということを私は申し述べたいと思います。

何か答弁はありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） テーマが壮大でありまして、どこから答弁したらいいかわかりませんが、我が国の今の状況というのは、第二次大戦以降の東京裁判史観というのがベースになっているのではないかと考えております。これをきっかけといたしまして、それ以前の伝統的な考え方が、若干ながら片隅に追いやられてきているが実情だと思っております。その修正作業とが、現在随所で行われ始めているのかなとも感じております。

これは、実は外交あるいは防衛とも絡んでくるわけでありまして、けさの産経新聞にも出ておりましたけれども、ロシア軍機が、現在野田総理が福島を視察しているのにあわせまして、福島上空を飛んでみるような、そういった事柄が起こりつつあります。防衛問題、外交問題、どうするか。それには、国民の意識、哲学、そういったものが関係してくるかと思っておりますけれども、それらのベースには教育、教科書というつながりが出てくるのではないかと考えております。

これからも教科書選択に当たっては、適切に、我が国のあり方を根本的に見据えながら選定していただきたいと願っております。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） では、この質問を終わります。

では、最後の質問に移ります。

上天草市の財政状況についてであります。

先般、開会日の提案理由説明におきまして、平成22年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告が執行部よりなされました。この地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これは地方財政健全化法と略しますが、これは平成18年、当時の小泉内閣における骨太の方針2006によって持ち出されまして、平成19年6月に公布、平成21年4月より全面施行されました。従前の旧財政再建法にかわり、これまでの制度にはなかったわかりやすい財政情報の開示や、早期是正機能を持ち、さらに、財政指標を整備して、その公表の仕組みを設けるとともに、地方分権を進める中で、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度として、おととしより全面施行されたわけであります。

それまでには、多くの自治体で過大ともいえる公共投資がなされております。しかしながら、この法律が制定されたのを機に、自制した財政運営を余儀なくされまして、大層な投資も起債も

できなくなりつつあります。自治体みずからこのハードルをクリアするために、あらゆるコスト削減を行い、自治体運営の方向も、かなりの部分を緊縮財政に舵を切らざるを得なかったと思います。本市にいたしましても、川端市政最初の4年間は、まさにそれのみと言っていいくらいの市政運営であったかと思います。

今回、実質公債費比率と経常収支比率の推移について、簡潔でよろしいですので、合併後の推移について答弁を求めたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 合併後の数値だけで結構でございますか。

○2番（何川 雅彦君） はい。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 上天草市の実質公債費比率が、起債発行額の抑制を行ってきました。その結果、平成18年度の18.9%をピークにして、年々数値は減少しており、平成19年度は18%、20年度で17.4%、21年度で16.1%、22年度においては14.7%となって改善されております。

それから、経常収支比率の推移でございますが、これも、平成18年度の99.3%をピークにして年々減少しております。平成19年度が97.4%、20年度が95%、21年度は91.7%、平成22年度は85.2%ととなり、改善されている状況でございます。

改善の要因としましては、地方交付税等の伸びが考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） 先ほども言いましたように、改善しているということでございますけれども、この法律の制定をきっかけに、自治体運営そのものが大きな転換を図らざるを得なかったということであるかと思えます。

実質公債費比率が14.7%ですか、この水準は、私が以前調べた記憶によりますと、旧大矢野町が大体このくらいの水準であったかと思えます。11%から14%ぐらいで推移していたのではないかと記憶しております。

景気というものがありまして、景気の変動は、市場経済におきましては、実際のお金の動きよりも人間の心理的な要因が大きいという景気心理説なるものも唱えられております。一方、今言われたような財政指標というものは、決算カードという形で単年度ごとに総務省がデータを公表します。言わばこの数字も、今の上天草市の状況を克明に記したものであり、ほかの自治体との比較はこれによってしかできない部分もあると思えます。

合併して7年が過ぎましたけれども、10年目までは、旧町ごとに算定して、国が支援していた普通交付税の保障が終わります。そして、11年目からは段階的な減額に入り、合併15年目からは一本算定に入ります。このような将来を見据えた中で、今の時点で4%以上実質公債費比率、この指標が改善されたこと、また、先ほどの経常収支比率においても同じく改善がなされていること、これに関して、さまざまな毀誉褒貶の中で、財政改革を市として行ってまいったわけ

でありますけれども、この財政指標の推移についてひとつ答弁を求めたいと思います。

合併して7年が過ぎると、今数値が下がっているが、これは先を見越したものであるのかと。要は一本算定についてです。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 普通交付税にかかる合併算定替というところでございます。

合併市町村にかかる普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法が合併算定替の方法でございますが、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づいて、合併した市町村については、合併の年度及びこれに続く最初の10カ年が、合併前の交付税を保障し、11年度以降は保障額を段階的に低減させていく期間に限り、合併市町村が、各年度の4月1日現在において、なお合併前の区域を持って存続しているものと仮定し、各合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額が、合併後の市町村について一本算定した財源不足額より大きい場合には、その大きいほうの財源不足額をもって当該市町村の財源不足額とする特例であります。合併算定替は、市町村の合併に伴う財源不足額の減少を防止し、合併の障がい除去のための、財源不足額の算定にかかる特例措置であり、主として経営経費にかかる当面の節減不能額を考慮されるものであります。

合併10年後から、段階的に、5年間で激変緩和措置をしながら、ゼロに持っていくというところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 何川君。

○2番（何川 雅彦君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

合併算定替と一本算定が、合併するときには明らかであったかなかったかはわかりませんが、こうやって7年して、10年目を迎えるに当たって、全国どこも同じですけれども、自治体の運営もなかなか厳しいのかなという気がしております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で2番、何川雅彦君の一般質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あす、明後日は土曜、日曜でございますので休会し、12日月曜日の午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時56分